

289-Y22ウ



1200500732624



始



244

289
Y22 7

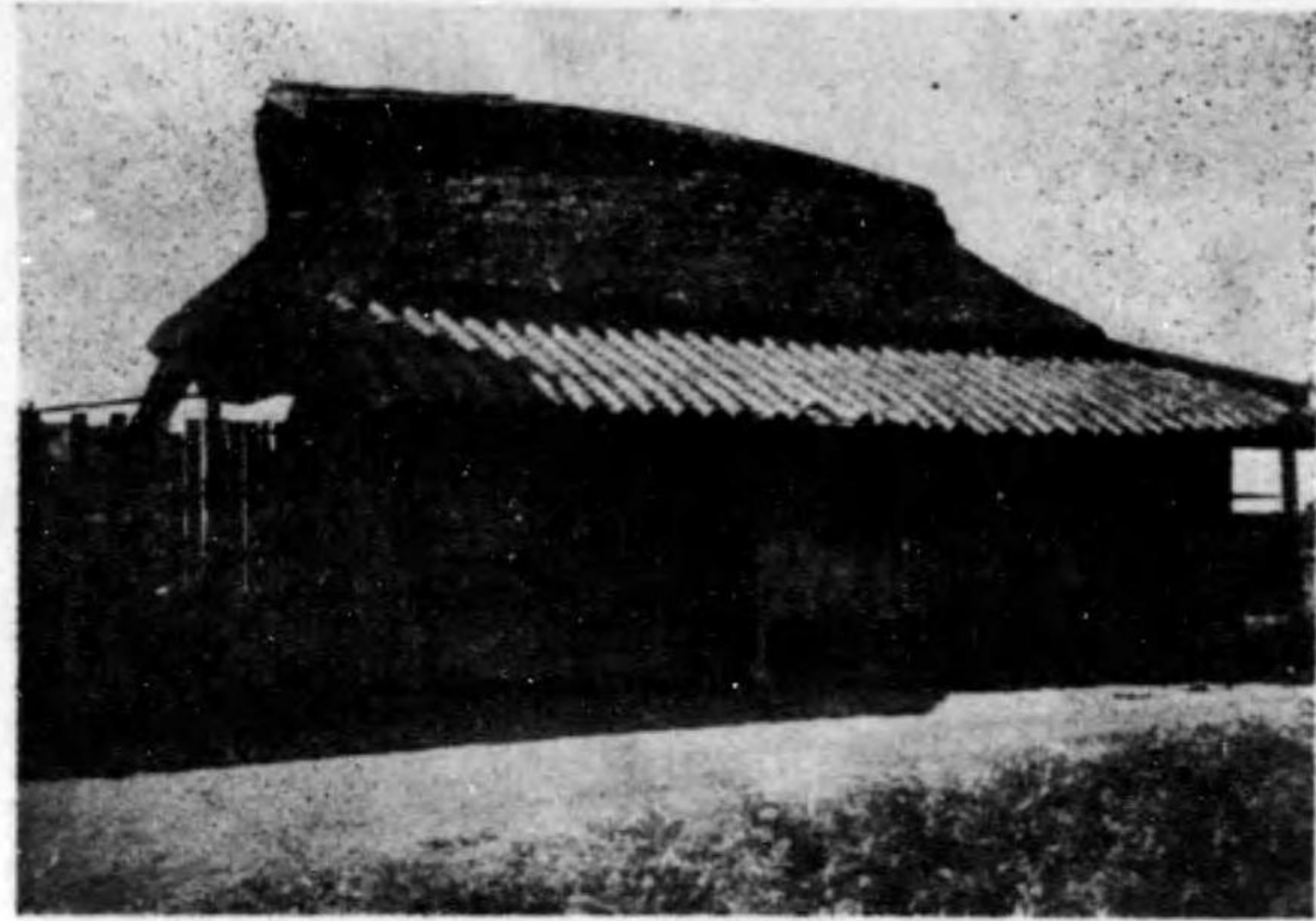


龜田次郎著

山片蟠桃

全國書房版





幼時の居宅 (兵庫縣印南郡米田町神爪所在)

山代製本

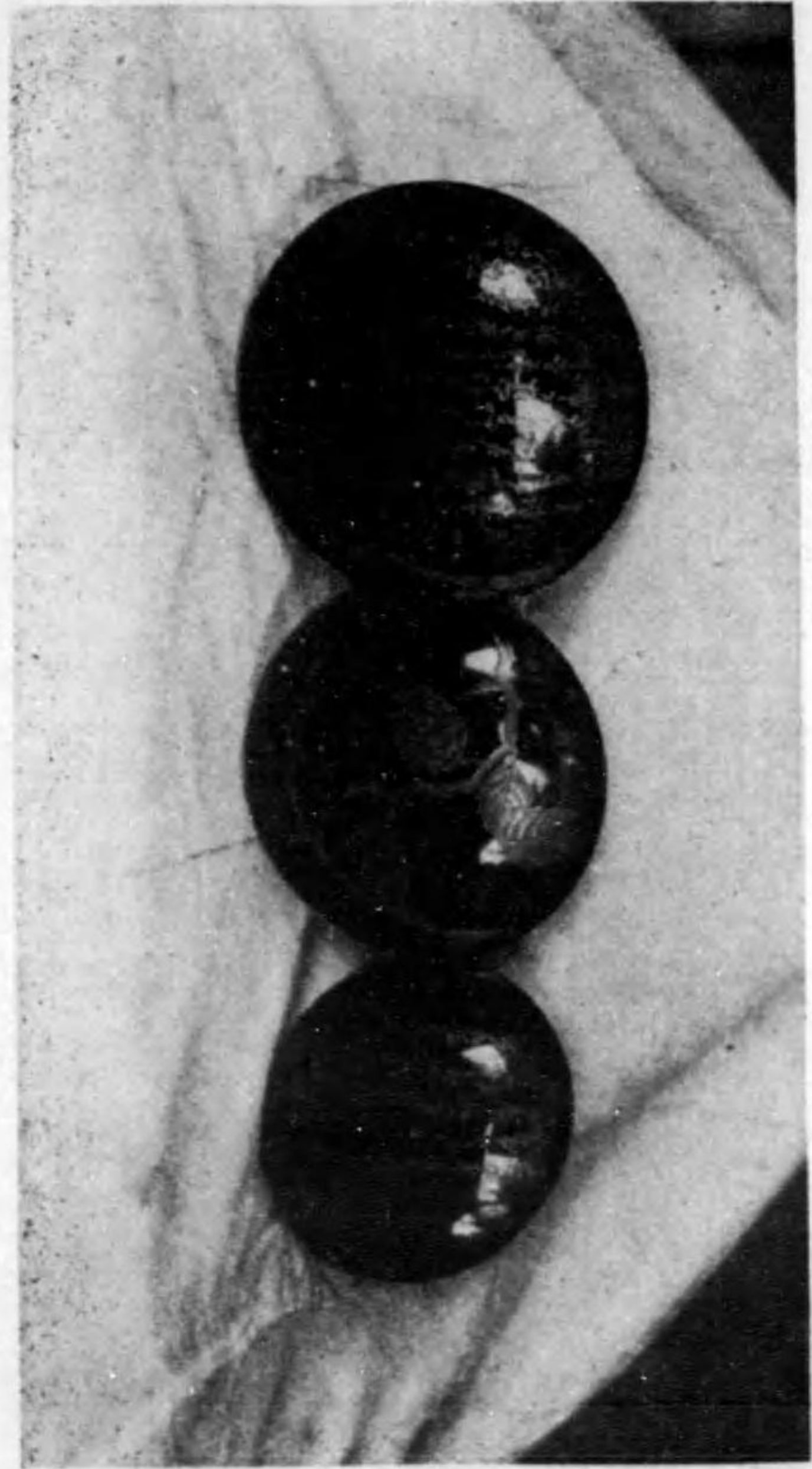


序我のつらみ
一一

序我のつらみ
一 御代に
二 御代に
三 御代に
四 御代に
五 御代に
六 御代に
七 御代に
八 御代に
九 御代に
十 御代に
十一 御代に
十二 御代に
十三 御代に
十四 御代に
十五 御代に
十六 御代に
十七 御代に
十八 御代に
十九 御代に
二十 御代に
二十一 御代に
二十二 御代に
二十三 御代に
二十四 御代に
二十五 御代に
二十六 御代に
二十七 御代に
二十八 御代に
二十九 御代に
三十 御代に
三十一 御代に
三十二 御代に
三十三 御代に
三十四 御代に
三十五 御代に
三十六 御代に
三十七 御代に
三十八 御代に
三十九 御代に
四十 御代に
四十一 御代に
四十二 御代に
四十三 御代に
四十四 御代に
四十五 御代に
四十六 御代に
四十七 御代に
四十八 御代に
四十九 御代に
五十 御代に
五十一 御代に
五十二 御代に
五十三 御代に
五十四 御代に
五十五 御代に
五十六 御代に
五十七 御代に
五十八 御代に
五十九 御代に
六十 御代に
六十一 御代に
六十二 御代に
六十三 御代に
六十四 御代に
六十五 御代に
六十六 御代に
六十七 御代に
六十八 御代に
六十九 御代に
七十 御代に
七十一 御代に
七十二 御代に
七十三 御代に
七十四 御代に
七十五 御代に
七十六 御代に
七十七 御代に
七十八 御代に
七十九 御代に
八十 御代に
八十一 御代に
八十二 御代に
八十三 御代に
八十四 御代に
八十五 御代に
八十六 御代に
八十七 御代に
八十八 御代に
八十九 御代に
九十 御代に
九十一 御代に
九十二 御代に
九十三 御代に
九十四 御代に
九十五 御代に
九十六 御代に
九十七 御代に
九十八 御代に
九十九 御代に
一百 御代に

本武館目次
一 序
二 正文
三 終
四 附
五 後

自筆本序我の償 (西宮市鞍田町辰馬悦藏氏所蔵)



購者記念木杯 (兵庫縣印前郡米田町神八重正寺所蔵)

946
274

序

自分が幼少の時に耽讀した稗史や軍談物などからの、感化といふか影響といふか、それが基因となつて歴史といふものに趣味を有つやうになつたが、就中、偉大な人物の傳記類には一入心を惹きつけられてならない。此趣味傾向は年老いた今日でも少しも變らない。寧甚しうなつた様に感じられるのである。

その上に自分は閑散な折でも、他人のやうに漫然と郊外散歩などするといふ事には一向氣分が乗らない。それであるから、止むを得ない交際なれば仕方なく加入するが、自分で進んで物見遊山の春の花見や、秋の月見な



頌徳記念碑 (兵庫縣印南郡米田町神爪共同墓地所在)



墓碑 (大阪市北區天滿東寺町善導寺所在)

946
274

序

自分が幼少の時に耽讀した稗史や軍談物などからの、感化といふか影響といふか、それが基因となつて歴史といふものに趣味を有つやうになつたが、就中、偉大な人物の傳記類には一入心を惹きつけられてならない。此趣味傾向は年老いた今日でも少しも變らない。寧甚しうなつた様に感じられるのである。

その上に自分は閑散な折でも、他人のやうに漫然と郊外散歩などするといふ事には一向氣分が乗らない。それであるから、止むを得ない交際なれば仕方なく加入するが、自分で進んで物見遊山の春の花見や、秋の月見な



頌徳記念碑 (兵庫縣印南郡米田町神爪共同墓地所在)



墓 碑 (大阪市北區天滿東寺町善導寺所在)

どには餘り出掛ない。自分はその様な時には、市中の本屋巡をして、新古の書籍を買ひ求めて閲讀するか、或は郊外に出て高い山に登つて、其山上から下界を眺めて眼界を廣めるか、或は神社參拜佛閣參詣をして、境内に建つてゐる頌徳碑とか記念碑などを見、又は墓地に在る苔蒸す故人の墓碑を拜し、碑石の銘文などを讀むのが寧好む所である。こんな風であるから能く同好の友人達と共に、遠近の聖蹟は無論、史蹟名跡を尋ねたり、故人の探墓に出掛けたりしたのである。それで時々史實の發見やら、故人の偉蹟闡明などが出來た事もあつた。今茲に公にする山片蟠桃翁の事蹟の如きも、この自分一流の散策の際に、偶然其暗示を得て探究踏査を進めた結果に外ならぬ。

史實は時の経過につれて次第に湮沒に歸するのが自然の成行である。そ

れで古來偉人の事蹟でも、後世に其功業の傳はらないものが多大であるとおもふ。自分は夙にこの事を慨歎して、事苟も先哲偉人の業績で後世に傳へるに足るものがあれば、平素から之を拾録し蒐集して、其顯揚に心を注いで居るのである。從來世に喧傳されてゐる英傑の事蹟は言ふ迄もないが、實際立派な業績や多大の功業を遺した偉人でありながら、早く世に忘れられて不聞に終つてゐるのも随分存在する様である。山片蟠桃翁も其一人であつた様である。自分は往年、此不聞偉人の逸傳を公にして聊其業績を顯揚した事があつたが、今日では大分世間に知れ渡つて來たので大に喜んでゐるのである。爾後自分は更に探究調査を遂げ、種々の資料を新に獲得したのである。翁の事蹟は、研究すればする程、其人物の偉大さや、卓見に富んだ該博な學識がわかり、愈益敬慕の念を昂めるのである。

今度全國書房から自分に、是非翁の傳記を編述して刊行せよと熱望され、辭するに由なきに至つたので、遂に其請を容れたのであるが、さて之を發表するに當つて新資料などを取纏め整理をして見たが、尙未だ涉獵搜訪盡さざる處が多々あるのは無論である。幸に江湖の示教を得て遺漏を補ふ事が出来たならば、自分の本懐これに若くものあらんやである。自分は此郷土先賢を顯揚せば、後進としての自分の望は充される譯である。

何分事火急で書肆の要求が切なので、取急いで今から起草する事になつたが、如何様なものが出来上るやら嘸かし未熟不備なものであらうとおもふ。此小著起稿に際して其來由を卷頭に述べた次第である。

昭和十七年十月十日

龜田次郎

目次

傳記	三
著作	五
學說	四
歴史論	一三
經濟論	一六

山片蟠桃

政治論……………一七

經學論……………一四

宗教論……………一八

國字論……………二〇

結語……………二六

書後……………二三

傳記

山片蟠桃翁の事蹟は、古く弘化二年に出来た角田九華著の「續近世叢語」卷五の中に少し見えて居るに過ぎぬ。後に「浪華人物誌」、「大日本人名辭書」、「帝國人名辭典」、「加古郡誌」等にも載せてあるが、此等は皆共に「續近世叢語」の譯文に外ならぬのである。明治の末年、幸田成友氏が「大阪朝日新聞」紙上に「升屋小右衛門」と題して掲載され、(明治四十三年一月十三、四日分)昭和三年に至り氏は其著「讀史餘録」に所收されてゐる。又土屋元作氏が「新學の先驅」と題して同じ新聞に連載され、(明治四十四年八月二、十七日—十月三十日)後に之を取纏め

て單行本として出版された(明治四十五年二月二十五日刊)中に翁の事が記るされてある。尙、大阪市役所出版の「大阪市史」(明治四十四年五月七日刊)の中にも記るされてある。此三者は見るべき所がある。殊に、幸田氏の傳記は調査も餘程行届いて居るが、其記事に少し誤謬があるのは惜しむべきである。自分は去ぬる大正七年三月及五月刊行の京都帝大文學會の「藝文」第九年第三、五兩號に「山片蟠桃翁の事蹟」を載せ、更に多少修正を加へて、翌八年六月二十五日郷土の兵庫縣印南郡三治協會の懇望に依て單行本として出版したが、後この單行本としたものを、同年十一月九日、大正天皇攝播の野に行はれた陸軍特別大演習御統裁のため行幸遊ばされた際、同會から獻上して乙夜の覽に供へ奉つたが、御嘉納になつたのである。自分には最上の榮譽であつた。尙更に獲得した諸種の資料を蒐集して、同十二年八月、國學院雜誌

第二十九卷第八號に「同補遺」の一篇を草して公にした。此拙稿二篇が聊か世人の注意を惹いて、爾後諸家の論文や著書に屢引用された様である。之は自分には誠に面目至極の次第であるが、爾後新に知り得た所もあり、尙既出のものには遺漏もあるので、茲に稿を新にして修正増訂を施し、以て本書を公にする譯である。

翁の名や字は「續近世叢語」に、

山片蟠桃、名芳秀、字子蘭、初名有躬、字子厚、後改焉、稱_ニ升屋小右衛門_一。

とある通である。「浪華人物誌」以下の諸書もまた同様である。然し此等の名字は翁の晩年の事の様である。蟠桃の號は長壽を寓した語であらうと思ふ。

翁の出生地は今日の兵庫縣播磨國印南郡米田町神爪であつて、長谷川安兵衛の弟である。其祖先や、父母の事は明かに知れぬ。此出生地の事は、下記の、翁が晩年郷里の人々へ頒與した木杯の文句や、頒徳記念碑の刻文にも見えて明かである。其生家は屋號を糸屋といつて居た。現今でも尙唱へて居る。其家は神爪の東端北側(現今耕地)にあつた。翁は幼時分家して、同地中國街道の南側土橋の側(現今鳥居善良氏宅)で酒屋を營んで居たとの事である。これは翁が弟の身分でもあり、兩親が別居してゐたので、伴れられて別家して居つたのであらう。後に大阪へ上つたのである。「續近世叢語」に、「播磨加古川人」とあるので、後世これを踏襲して居るのである。「浪華人物誌」以下の諸書皆然りである。明治四十四年七月二十五日、大阪朝日新聞社の巡回講演が加古川町に開催された折にも、故西村天囚博士が、

「加古川出身の先賢竹山の高弟山片蟠桃事蹟」を述べられた。それで遂に「加古郡誌(大正三年三月五日刊)」にも載せられ、これを信じて居るのであるが、今以て頓と翁の生家が分から無いとの事である。これはさもあるべき筈で、加古川人といつたのは、全く誤である。舊幕時代は勿論、今日でも田舎から他國へ出て行つた者が早分りのする様に、其附近の繁華な土地を出生地と唱へるのが通例である。神爪は加古川町から西方一里弱の小里であるから、當時驛路として名高い加古川を唱へたのであらうとおもふ。誤謬の原由は茲に基くのである。幸田氏の傳記や、氏の主任で編纂された「大阪市史」には正確に神爪としてあるのは、同氏が前年印南郡役所へ照會調査された結果である。

翁は幼年に大阪に出て来て、最初今橋三丁目の兩替屋、河内屋與兵衛に

丁稚奉公をしたのである。所が、生れ付讀書好であつたので、其爲め肝心の用事に間は合はぬことが度々あつた。主人も遂に我慢し切れず放逐して仕舞つた。田舎出の少年は一時途方に暮れたが、幸にも之を拾ひ上げたのが、同業者梶木町山片氏升屋平右衛門（現今内北濱魚棚筋住友銀行所在地）であつた。此新主人平右衛門は當時諸大名の金方を勤め、金廻りもよく、又當時隆盛を極めてゐた懷徳書院に出入して學問に心傾けてゐた人であつたから、此讀書癖ある丁稚を引取つて世話したのもらしい。それで新參の丁稚は此兩替屋の家業に力を盡し、漸次立身し、遂に主家から暖簾分をして貰つて其別家となり、主家から東二軒目南側（現今鶴屋の北側入口の所）に家を持ち、主家の姓山片氏を名乗り升屋と稱するに至つたのである。是本姓長谷川氏、屋號糸屋であるのに、山片氏、升屋を稱した所以である。

翁は當主平右衛門重賢、其子平右衛門重芳二代に仕へて忠勤を抽んで、晩年、幕府から町奉行の手を経て銀三枚賞賜された。其旌表の事は下に述べである。

主家の升屋山片氏は、元來兩替屋では無かつたのである。同家が此業を營む様になつたのは後日の事である。其來由は、主家山片氏から自分に寄せられた書面に依ると、次の様を譯である。

從來故人（翁を指す）の傳記中には、必我家の舊事を兩替商、又は錢座など、認められたり。之れ自分が訂さざりし失念にて、船場邊の富豪にて諸侯へ融通を興へたる者大方兩替商たりしを以て、無理ならぬ推測なれども、山片家嘗て兩替業を營みたることなし。初代は京より移り住み、堂嶋の米相場にて成功したる人なり。よき程に投機業を見切り、堂嶋よ

り船場梶木町(現今の内北濱五丁目)に移り、何か新企業を求め居り、二代平右衛門重賢の代に至り、蟠桃を育て、懷徳堂に學ばしむ。この重賢は京服部氏より入家せし人にて、三代重喜は其弟なるが、子なく、加ふるに實家に嗣なきを以て辭し、里方を繼げり。茲に於て重賢晩年の子重芳を四代とせり。此重芳平右衛門と稱せしは僅五歳にて、此時既に重賢歿してあれば、此前後の處置總て蟠桃の計に出で、重芳と蟠桃とは乳母の如き關係なりしなり。是より先き京には猪飼氏あり、仙臺の金方御用を勤めけるが、當時家運衰へ最早仙臺へ金子を調達する能はざる事情に陥りけるも、當時仙臺の財政は窮乏を告げ、新規の用達を望むこと急にて、丁度山片は猪飼氏と親戚の間柄に當り、且何かの放資を求むる際なりしを以て話纏り、猪飼の仙臺立入を譲受けたり。これ仙臺と山片との

關係が出来たる由來にて、此事は勿論蟠桃の計になれり。之より蟠桃の手腕が仙臺の財政整理に現はれたること世に識らるゝ通なり。前記猪飼氏は小生の幼少の時まで尙親戚の交を結び居り、我家の一族明治十七年頃より二十八年頃まで東京に住せし爲め交は絶えたり。確か其後裔は京都にある筈なり。世に巨頭の者を大文字屋と稱するは、前記猪飼氏は京の舊家にて屋號を大文字屋と稱せしが、何代目かの主人に巨頭ありて島原に豪遊を盡し、より俗謠を生み出し、巨頭者を大文字屋と稱するに至れり。猪飼氏は仙臺立入を山片に譲るに及び、資産も亡し家業も亡びければ、蟠桃の建策にて伊達家の士分にせられ、京住の儘捨扶持を受けたり。大名に金を貸す末路如斯なりしことにて、是より以前に淀屋の事蹟あり。想ふに升小談に現はれたる蟠桃の理財策は、是等の實蹟に鑑みた

ることなるべきか。

これで山片家と仙臺藩との關係の來由が能くわかるのである。

翁が仙臺藩に重用され、また其主家忠勤の功績に依つて別家格となつたことは、主家山片氏所藏文書で「入用物、文化二乙丑八月小右衛門え申談一件左五郎(齋藤)殿存寄入」と封書ある左記の三通で詳細に分かる。今其全文を下に示さう。

(其一)

大極印符物

長谷川、來春御國許え被召下候はゞ、御取扱振之儀主立手代並よりは格別宜敷被成下度之事に候處、一通り御館入主人並と申様に而可然哉、江戸に而石橋彌兵衛御取扱くらへに相當いたし候様にも被成下候哉、右に

付而は舊來之勤功を以、平右衛門え御相談之上、平右衛門一家並ともいたし吳候はゞ境立御取扱も宜、世上ともに表之立候事に相成候、御藏屋敷に而茂此方様に限り外手代並には不取扱已後主人並に取扱之儀にいたし、主人之下え付候と申に而可然候はゞ、平右衛門え上より御相談之上、升屋一家並に身分よりして取立遣吳候儀者相成間敷候哉、密々に其元より平右衛門え御内談被致候而内々被申聞候様にと如斯候事。

七月廿一日

左五郎

大吉殿え

尙以密々常治えも打合、至而之内々に而、平右衛門存慮可被聞候也。

こある一通は、翁の重用に關するものである。

(其二)(コレハ奉書紙ニ記シアリテ各葉繼目ノ裏ニ「重芳」ノ黒印ガ捺シテアル)

一、小右衛門事此度親類次席に申付名字遣候譯。

一、良應様御見出しにて御遺言之儀、清兵衛、九助、兵輔、久兵衛久兵衛ハ則小右衛門事被仰置候處、清兵衛は病氣、兩人は退き、小右衛門壹人相残り候。支配三十五年相勤申候事。

一、我等六歳より世話厚く致申候而、跡式爭論之節、壹人立候而、我等をもりたて家督無相違身上仕分等差圖いたし吳候事。

一、中興身上向六かしく且兩度火災に逢候得共無滞取立申候事。

一、岡屋舗數年之難澁之所致而世話上此節に至御勝手向引直り申候而、外に銀主並席に被爲仰付厚く用ひ之事。

一、仙臺屋舗同様六ヶ敷之處、色々艱難いたし、御國政迄も助言申上候而追々御差くり御引直被成候而、御備も相立、終に此方え御藏元被爲仰

付候。猶又來年御國へ被召候而、御相談事も有之に付、齋藤左五郎殿上り内意に而一家分に引立之様申來候事。

一、白川様始、大阪御町奉行え段々被召出候而、色々了簡御聞被成候事。

一、家内店方を初、屋舗方其外諸連中諸付合等に至る迄、皆々夫々氣受甚宜候事。

學和漢に達し、天文地理等及西洋之曆術迄も嗜、其餘著述もの有之候事。一、我等を始、別家倅並店方之者迄も算學を進候心底の忠義第一之基本之事。

一、竹山、履軒兩先生、他人よりは別而御褒に御取用ひ之事。

右の餘色々様々忠功有之に付、此度親類並に申付、其段書付置候。已後此上え出候功勞無之候は、たとへ年數小右衛門より餘計相勤候共、決

而此例格は用ひ申間敷候。容易に可申付候事に無之候。此段子々孫々至急度心得置、家格大切可相守候事。

文化二年

重芳 黒印

乙丑八月吉辰

家督當主人

御一家中

別家中

とある一通は、主家より翁へ別家格申渡である。之に對して下記の一通は當人たる翁の請書で、非常な感謝の意を現はしたものである。殊に此翁の文言に據つて見ても、其謙讓な態度が窺知され、愈益其性格の奥床しさが想はれるのである。

(其三)

此度、私儀不存寄御賞美之儀被爲仰付難有仕合奉存候、併何分身分不相應之儀に而奉恐入候に付、御辭退奉申上度候へ共、折角御心配被成候儀に付、御受奉申上候。即又左に存寄相願申候間□御聞に□被成下度候。

一、平次郎様、七兵衛様、御次へ罷出候儀難有奉存候。然る處、御兩所様斗御出席之節は、外に御人無御座ば、御次席へ可罷出候へ共、御一家御立合之節は、惣末席へ御加被成下度候事。

一、私儀元來御家來筋之儀に御座候へば、御親類方同様に相加はるは紛わしく御座候に付、是迄之通、別家之内にて御一家格と申候格斗に被成下度候。右之通にて御家來之列は、はづれ不申候。左候而御一家中に立合之節は、末席へ被召、別家立合之節は、上席へ罷出候而、間之ものに

被成候様仕度候事。

一、右格は私一代壹人限に被成下、末々之儀は、其節之思召に而御下知被成下度候。右に付妻子共之儀は、是迄之通に被成置被下度候事。

一、御合力米三百俵御被下置候段、難有仕合奉存候。然る處、是又御兩家へ對し紛、わしく御座候而如何と奉存候。殊更下拙(カ)御扶持米も被下候儀に候へば、此儀は御止め被成下、何卒養生料三貫目か五貫目と被成下度候。是は給銀代りに御座候、別家共同様に而、御家來之籍ははなれ不申候に付、如此被成下度候。

一、勤方之儀、仙臺惣主立始、岡其外皆々是迄之通に相勤、其外店方諸事萬端不殘其ま、相勤申度候。當時主立之儀江戸仙臺へ交代仕候而、清兵衛儀もいたし候。常(カ)坂も難相成候へば、當分如此に被御座候而差

置可申候に付、此段是迄之通に相替り不申候様に仕度候事。

一、年始、御盃始、其外諸事御仕來之事は、是迄之通に而別家之上に立可相勤候事。

右之通被成下度候様奉願上候。段々厚き思召を以て被仰付儀如此存寄奉申上候段奉恐入候へ共、前後色々差支も相考、如此□□御聞□□被成下度候。頓首。

丑八月

小右衛門

以上列舉した三通の文言によつて翁の別家格となつた年代が文化二年八月であつた事がわかる。翁時に五十八歳の時であつたのである。此三つの文書は、當時の狀況が明細に知れる資料である。

斯くも翁が忠勤を抽んで、輔佐し、其家運益隆昌であつた山片主家も、明治維新前後に衰兆を來すに至つた。それは次の事情に依るのであると一柳安次郎氏の談である。

「山片家は諸侯の金方を勤め、特に仙臺の御用を勤めた。仙臺藩のお金御用は、大阪では山片と白山彦五郎の二軒に限られてあつた。仙臺の山片か山片の仙臺かと云はれた位で、今でも陸前松島の鹽竈神社に參詣すると、大きな石の燈籠に、「大阪山片平右衛門奉納」と彫つてあるのを見るが、あの大きな石を、遙々奥州三界に船で送り出した勢のすばらしさが偲ばれる。仙臺藩では、町人である條、平右衛門を家老待遇にしたのも、畢竟金力のお蔭である。かく山片家は、多く仙臺はじめ東北諸藩の御用を勤めたので、維新の際には朝敵諸藩への御用金は公債に振換へら

れなかつたので、全く返済を受くる道なく、山片家の大黒柱は之がために動き始めた。山片家の衰運は是等の資金回収の出来なかつたのが原因であつた。實際仙臺藩から山片家に差入れた證書は束をなしてゐるもの、當然の事である。

時勢變革の際の出來事で致方が無い次第ではあるが、誠に氣の毒な事である。折角蟠桃翁が輔佐して築き上げた大阪屈指の富豪も、茲に急轉直下衰運に傾いたのである。地下の蟠桃翁は如何に痛歎されてゐるであらうか、返すくも遺憾の極である。

山片主家は代々平右衛門といつて連綿として今日迄續いてゐる。今は兵庫縣武庫郡御影町南報徳通字掛田に住つてゐる。此山片主家の舊址は、現今は住友銀行となつて居るが、元來此處は維新後明治五年八月、當時の主

人平右衛門重明の篤志によつて其自宅全部を提供し、市内に卒先して小學校を創立し、舊北濱小學校を建てたのである。其時自家の書庫全部をも亦共に寄贈したのである。此北濱小學校は後に道修小學校と合併して現在の愛日國民學校となつたのである。それで此山片家の舊址は其後帝國座の建設地となり、更に現在の住友銀行が建てられたのである。又一方蟠桃翁の舊居の地は、後世屢變移はあつたが、翁居住當時の建物は永年昔の儘で存在してゐた。それを去ぬる大正十二年四月に全部改築されて、現在は鶴屋の北側入口のある處が其址である。最早兩所共昔の俤を見る事は出来ない。前述の如く北濱小學校創設の際山片家の宅地と共に其書庫も皆同校へ提供寄贈されたが、其時翁の輔佐した二代目の主人重芳の遺書も大抵散逸せず其儘庫中に保存されて居たので、現今愛日校の愛日文庫には此舊藏書

が所藏されて居る。それで此中に重芳の藏書印の捺してある珍籍が多數ある。翁も無論是等の圖書に依つて研究したものと思はれる。今其主要なるものを示さう。

集古十種 (別函入十七冊 函入七十八冊)

別函入の分は、白河樂翁侯から拜領したのである。

大日本史(寫本) 合卷成冊四十八冊 同不成冊八綴。

懷德堂本から複寫したもので、原本は中井竹山が明和八年京都所司代堀田侯の命に依て、近畿某侯所藏の寫本を謄寫した序に、懷德堂本として更に一部を複寫したものである。これが民間に大日本史の流傳した始である。

論語聞書(寫本) 六卷

懷徳堂の論語定説として、五井持軒、三宅石庵兩氏の講義を聽講筆記したものである。

五經四書彫題略(寫本) 十九冊

中井履軒門下の寫本の様である。

環海異聞(寫本) 二重函入 十六冊

外函蓋に維文化五年歲次戊辰季冬從 仙臺君拜領重芳謹記と題してある。

奥羽觀蹟聞老志(寫本) 二十卷 函入十冊

編者序文の後に左の題識がある。

維寛政十二年歲次庚申仲冬日

山重芳書



函蓋に

全十卷

奥羽觀蹟聞老志

維享和元年歲次辛酉孟夏

思貼堂識

とある。

晋書 百三十卷 二十七冊

芳春藏書の捺印がある。富永芳春(出定後語、翁の文の著者富永仲基の父)の舊藏である。

蘭書 動物學全書 一冊

西曆一千六百六十年アムステルダム刊行、蘭人ヨハンストンスの編纂、
外包紙に「勇私東斯 完」と記るしてある。

伊能忠敬地度實測圖 一張

東都以北及蝦夷地北極出地度方位里程測量。

寛政十二年庚申十二月

伊能勘解由謹圖

又「林氏家藏之記」の捺印がある。林大學頭の藏印である。

日本分域指掌圖(寫本) 函入三卷

元祿九年關祖衡の手に成り、同十一年三輪執齋の序がある。

聖蹟圖卷 函入二卷

陽恒善の筆で「關防」、「深林人不知明月來相照」、「陽氏」、「恒善之印」

などが捺してある。

千字文(横卷) 五卷 附録一卷

卷末に

慈雲山 尾

右千字文百廿五枚者、了也和尙因大望、夏中山籠之砌、寶積軒書之、
實耻筆拙筆己。

寶永七曆七月朔日

奥州大先達即眞

冷香
山人 大先
達印

附録に三體字様、庭訓往來、和歌等を揮洒してある。本巻の題笥には
佐々木志頭磨筆とある。

此等主要圖書の中で、白河樂翁侯や仙臺侯からの拜領書のあるのを見て、山片主従が如何に兩侯に信任されて居たか、窺知されるのである。尙此他に和漢書、地圖、漂流記の類が澤山ある。殊に懷徳堂諸賢の著述、日本各國の地圖、和蘭版の天文書、聖書や大槻家からの來翰もあるが、此等は亦一方に蟠桃翁所用の資料、及其交際を吾々に推知させるものでは無からうかとおもふ。文庫の此等の圖書には「大抵思貼堂圖書記」の藏印が捺されてある。又「思貼塾記」「山片氏舖圖書記」の捺印のものもある。何れも皆蟠桃翁の輔佐した二代目主人山片重芳のものである。此愛日文庫の事に關しては、大正八年七月木崎好尙氏が整理されて、其「圖書目錄」も出來、「愛日教育」第七號（大正八年十一月一日刊）に載つて居る。詳細はそれを參看されたいならばわかる。茲には其主要なもの文を示しておく。

翁の主人が懷徳書院の門人であつた上に、元來讀書好の翁は、また幼時から此に入門し、中井竹山、履軒兄弟に師事し、大に業を積み、名聲を博して同門の諸葛孔明と稱せられたのである。又傍、豊後杵築藩士で當時大阪で醫を業とし、兼ねて天文家の大家であつた麻田剛立に従つて勉學した。翁の蘭學は固より、後年唱道の地動説の基礎は、茲に養成されたのである。

「續近世叢語」にも、

稚好_レ學、受_ニ業中井竹山、旁從_ニ麻田剛立、受_ニ天學、又喜_ニ蘭學、以_ニ博學_一聞、竹山及履軒恒稱曰、蟠桃有_ニ識量、是以中井門皆目曰_ニ孔明_一。

とある。「浪華人物誌」以下の諸書にも同様の文が見えて居る。翁の師事した中井兄弟、麻田剛立の事は、世人の夙に熟知せる所であるから改めていはぬ。

翁はまた書道に巧であつて、其筆蹟は實に見事なものである。筆勢にも英邁の氣性が顯はれて居る。現に「日本經濟叢書」本所收翁の大著「夢の代」巻首に挿んである書簡を見ても、之を知ることが出来る。

「續近世叢語」に、

蟠桃英邁有_二智局_一、喜談_二經濟_一、及_二身爲_二管轄_一、益齋_二貸藩國_一、有_レ寵_二於諸侯_一。

と見え、「浪華人物誌」以下の諸書にも同意の文があるが、翁はまた非常な經濟學者であつた。前記の大著「夢の代」を初め其他の諸著作に持説が述べてある。詳細は後に項を改めて記しておいたから、それを見るとわかる。前にもいつた如く、元來主家山片氏升屋は大阪の富豪で、金銀を以て仙臺其他東北諸大名の用達を勤め、其藏元であつたので、翁は之に餘程力を

盡したやうである。翁の生地神爪の生家や同地の故老の話にも、仙臺侯には特に非常な信任を得、其定紋の衣服を賜はり着用してゐたといはれて居る。又翁の大著「夢の代」第二卷地理の部には、翁が東北地方へ行つた事が見えて居るが、これは諸侯へ交渉の爲に赴いたのである。殊に翁と同時代の經濟學者海保青陵(寶曆五年|文化一四年)の「經濟談」中に「升小談」と題して翁即升屋小右衛門に關する一篇があり、且つ同書中の「稽古談」(全五卷、文化一〇、冬成)にも、翁の事蹟に關係の記事が見えてゐる。又翁が徳川中期の名宰相白河樂翁侯にも大に寵せられて居た。それは「續近世叢語」以下の諸書にも見えてゐる。

翁は大手腕を揮つて仙臺侯を初め、東北諸大名の財政整理を遂げて名聲を博したのであるが、後年に至つて翁の出生地神爪は、姫路藩領であつた

から、當時領主酒井雅樂頭からも用達を勤める様にとの懇請があつて、國老高須隼人正が態々面會に来て依頼されたが、翁は已に老年に及んで居て、到底其任にあらざる故を以て遂に其請に應じなかつた。其時國老は翁を上座に据ゑ、自分は下座したとの事である。これは侯の生地 of 故老の談話である。翁は文政二年以前に凶年に對する貯藏米の方法を講じて御褒美を頂いた事がある。然し其詳細は今日之を知ることが出来ぬのは残念である。此貯藏米法は翁の出生地にも起し、村民をして其恩澤に浴せしめたとの事である。それで翁の歿後、村民は其頌徳記念碑を共同墓地に建て、今日尙儼存して居る。幸田氏の傳記に同地覺正寺に建立したと記してあるのは違つてゐるのである。

漢學に造詣深く、蘭學を修め、天文學に精通し、且經濟學にも蘊蓄淺か

らざりし翁の晩年は「續近世叢語」にも、

當時坂人語ニ市中人物ハ必以蟠桃爲第一流云。

と見える如く、餘程の評判であつたやうである。「浪華人物誌」其他にも同様の事が見える。殊に上記海保青陵の「升小談」の中にも、

鶴(青陵ノ事)去年十月大坂へ下リテ見ルニ、大坂ノ風俗昔トハ大キニチガフ

テ、見チガヘルヨフニナレリ、此節升屋平右衛門ノ番頭ニ小右衛門ト云大豪傑出デ升屋ノ身代ヲ甚大キフセリ、升平ハ仙場ノ梶木町、淀屋橋筋ヲ東へ入ル南側ナリ、小右衛門ハコノ升平ノ肩入レ番頭ナリ、仙臺、南部、白川ナドモコノ升平ノ仕送りナリ、今ハ仙臺モ升平ニナリテ段々富國ニナレリ、先仙臺ノ金ノフヘタル始メヲ此へ舉テ記スベシ。(下略)

天子ノ天下ヲ治ムルモ、諸侯ノ國ヲ治ムルモ、庶人ノ身ヲ治ルモ、寸法

コソ違へ仕方ニ違フコトナシ、法ト云フモノヲ立テ、人皆此法ニ付テ働ケバ治マルニ違フコトナシ、法ヲ外レテ働ケバ亂ル、ニ違ヒナシ、升小ガ升平ノ家ヲ興シタルハ、家法ヲ立テタルガ始マリ也、今ハ升小ノ法ヲ諸家ニテ寫シ取リテ、鴻池、加島屋ヲ始トシテ皆升小ヲ師トシテ法ヲ立ル事ナリ。(下略)

とあるのを見ても、また翁が當時大阪で重んぜられたのが明かる。翁が町人學者、將、實學者としての面目の躍如たる所がおもひやられるのである。又「續近世叢語」に載せてある左の規箴は、翁の人物如何が推知されるものである。即ち、

山片蟠桃曰、先天下之憂而憂、後天下之樂而樂、是事君處事之節操、平生所以自任、學而不厭、誨人不倦、是脩己治人之要、終身

所以自動、不逆詐、不億不信抑亦先覺者、是賢乎、是接人之機密、心鏡所以自磨、右三言終身一日不可忘、拳拳服膺、可死而後已焉、故識以自警とある。

翁の記憶力の非凡な事や火災を恐れた事などの逸話が幸田氏の「升屋小右衛門」に載つて居る。

小右衛門は記憶力の強い人で或年本家が火災に罹つた時、金銀出入の帳簿を失ひ頗る當惑したるに一々之を暗記し居りしたため、容易に新帳簿を作るを得たと傳へて居る。而して彼は一方ならず火災を恐れた爲、往來より幾尺かを退けて新建築を爲し、中二階より容易に上り得るやう通路を開き、中二階には少からず鹽菰を備へ、事あれば直に是等の鹽菰を出

して屋根を蔽ひ火粉の燃え附くを防ぎ、かくして二度まで類焼の災を免れたといふ。

とある。尙次の如き事が翁の主家の後裔平右衛門氏から通知された。

蟠桃は事を畫するに、頗細密の注意を拂ひしと共に實行には勇斷なりしが如し。蟠桃仙臺に赴きける時、藩より一郎を賜ひ、三日間に持歸れとの命あり。此難題は蟠桃の才を試みられたるか否やは詳かならざれども、蟠桃の遣り口は直言敢行にて毫も袖の下などの方便を用ひず、又其方針を後世に傳へたる爲め、山片家の仙臺立入りは、永年中屢吏人の更はる毎に紛議を起したることあり。想ふに此一事も一部藩士の嫉妬より出でたるが如し。蟠桃は直に斯る大邸を三日間に片付くるは不可能なれば、燒拂ふにつき人數を配置し類焼に備へられよと言ひて、藩士を驚かし沙

汰止とせりと。

又蟠桃は仙臺藩に勤めて領内に植樹を行はしめ、多くの杉苗を攝州池田より取寄せ、我家の手にて仙臺に送れり。予先年山林局所有の仙臺産の杉なりとて、樽材に適するや否やを照會せられたることありき。其際樹齡を検するに、恐らく此時代の植樹なるべし。今仙臺躑躅岡を飾る櫻樹は、其時共に送りたる吉野種にて、同じく池田より求めたる苗の成長したるものなり。

これ亦翁の豪膽、殖産上の用意の一端を窺ふ事が出来るとおもふ。

翁は餘程善行を積まれた様である。「日本經濟叢書」第二十七卷(大正五年八月十七日刊)草間直方の「三貨圖彙」の解題中に、其編者瀧本誠一博士の次の如き批評が見えて居る。

山片蟠桃と著者草間直方とは、同時代に同業を以て同じく大阪の商界に雄飛し、其出身は共に丁稚より一躍して大家の別家となりたるなど、不思議にも兩人全く其經歷を同くし、蟠桃は儒學に志して多少漢學臭味を帯び、直方は和學を嗜んで國學者流の趣あり。此の一點だけは兩者相異なりと雖も、共に學を好んで筆まめなりし事は同一にして、「夢の代」と「三貨圖彙」とは共に兩著者の精力を竭したる一大著作たるを失はず。而して尙ほ一つの酷だ似寄りたる一美事は、蟠桃も亦直方の如く頗る善行家にして其の慈善的事業の實例は枚擧に遑あらずと云へば、此兩人は此の點に於ても正さに其軌轍を同くするものなり。由來大阪商人は上方贅六の綽名あつて、只だ眼前の私利私欲にのみ汲々たるものゝ如く思惟する者あるも、此の兩人の如きは東西兩京に於ても容易に得難き模範的

人物にして、大阪の商人が永久に誇るべき君子商たらずんばあらずとある。自分は其善行については餘り多くを知る所が無いから茲に詳述する事が出来ないのは遺憾である。又蟠桃と直方とは同時代の人であるが、互に交際があつたか否かも審かでない。或は兩雄並び立たずであつたのかも知れぬ。只同時代に斯る二偉人が一方は山片家に、一方は鴻池家に在つた事は注意記憶すべきものであると考へる。

翁は文化初年から眼疾に罹つて同十年頃遂に失明した。誠に氣の毒の至りである。翁の主家先代平右衛門が歿した時、嗣子は僅に五歳であつたといふから、主家の維持に少からず心力を勞したのであらう。翁の眼疾は之に原因したかも知れぬ。翁の大著「夢の代」も盲目になつてからは自ら口授して其子芳達や知人共に筆記させて歿前半年に漸く脱稿したやうである。

時に前後はあるが、丁度近世小説家の泰斗曲亭馬琴が其一代の名著「里見八犬傳」の脱稿の有様と能く似て居る。苦心の程察するに餘あるのである。前にも述べた如く、翁は文政二年以前に凶年に對する貯藏米の方法を講じて旌表されたが、茲にまた文政二年三月五日に幕府から町奉行の手を経て積年の功績を旌表された。即ち再度の賞賜に與つた。實に名譽の事であつた。これは翁の歿前二年である。翁は間も無く久し振に故郷神爪へ不自由な盲目の身を以て歸省し、三四ヶ月間も滞在し、其間親戚舊友知己は勿論村内の老幼を集めて種々有益な講話をしたのである。翁の此歸省は所謂錦衣故郷へ歸つたのであるが、已に失明後である。誠に遺憾の極であつたらう。當時翁の心中は感慨無量であつたとおもはれる。翁は此折歸省記念として村中約八十戸一般に三重一組の朱塗木杯に小判一枚宛を添へて之を

贈與し、特に菩提寺眞宗本派平等山覺正寺へは此木杯の外に多くの金品を添へて寄進した。村中に配つた木杯は最早今日遺つてゐない様であるが、菩提寺へ贈つた分は今尚傳へて同寺に所藏され、爾後毎年新春の祝酒を酌む時に限つて使用されて居る。蓋成功記念物であるから延喜を祝ふ意であらう。此菩提寺に遺つて居る三重の木杯は、何れも朱塗端金である。大は直徑三寸七分内面に金粉で、

予古へ凶年のため聊貯米をせし折しも從御上御褒美を下しおかれしことあり。誠に蚤の息の天ともいふべき有がたさいふ限なし。はたこたび存もよらず、從江戸表斯る御旌表を下しおかるゝこと猶更有がたき御事にあらずや。よて予の古郷神爪てふ村里の親族友どちなどへ盃に摸して贈侍ぬ。願くは永く傳へて善を勧め惡を懲し良民となりて御奉公をせち

にする一助ともなれかしといふ。時は文政二といふとし、なにはにすめる山片よしひでしるす。

と記念に贈呈の旨を述べ、中は直径三寸三分で、内面に金銀粉で家の定紋三ツ柏のくづし(柏葉三枚小枝に附けるもの)を畫いてある。小は直径二寸八分五厘で、表面と裏面とに金粉で下記の幕府の賞賜申渡書が書いてある。其方義主家二代大切に相勤盲人に相成候後も不相替出精相勤候段忠勤之次第奇特成義に付褒置銀三枚被下之

右文政二己卯のとし彌生五日(以上表面)

梶木町

升屋小三郎同居

小右衛門(以上裏面)

この三重の木杯は、翁の晩年の榮譽を語る一資料である。

翁の、この文政二年の歸省から大阪へ立歸つて後程なく病に冒され、翌三年の春以來は餘程重態となつた。此事は、「夢の代」の跋文にも見えて居る。遂に藥石も其効を奏せず、次の四年の春二月二十八日、此世を去つたのである。遺骸を天満東寺町の善導寺に葬つた。墓碑は同寺本堂北裏に東向に建つてある。大きな臺石の上に大小二基の墓碑が並立して、この前に石の花立が二つ並立してある。北方の大きな方が翁の墓である。表面には、

普照 普宗智明

釋宗文 智文 宗賢 智賢 靈

妙曜 宗信智信

向つて右側には、

釋宗妙林
智宗觀元
宗智

左側には、

釋宗然專
智宗彬誓

とあり、臺石の正面には「長谷川氏」、右側に「文政四辛巳季三月再建」と刻んである。「釋宗文」とあるのは翁の法名で、他のものは其一族の法名である。南方に在る小さい方は翁の傍系である當主長谷川さと女の累代の墓で、正面に「長谷川氏墓」、向つて右側には「明治十年八月綏延繼遺志建之」と刻んである。臺石右側の文から察すると、翁の歿後直に再建したものの様である。翁の歿年は文政四年二月二十八日(陽曆三月三十一日=當ル)であるか

ら、從來誰か翁一族の墓碑の在つたのを、此時更に修造したものとおもはれる。翁の郷里の菩提寺覺正寺は眞宗本派の寺院であるが、此大阪の善導寺は淨土宗知恩院派の寺院である。宗派が異つて居る。此は何故であるか。自分は善導寺で過去帳の閲覽を請ひ、「七自文化十三子ノ星 七番 新靈簿」「光明院十六世明譽改之」と表題のある中で、文政四巳年二月二十八日の條下に、「釋宗文同處(梅田) 諷經 榭屋小三郎」と記してあるのを見出した。住職の話では、此の家は元來檀徒では無いが、何かの關係で此處に葬つたものらしいとの事である。これで他宗の寺院に墓碑の存在する譯が知れるのである。翁の享年は「續近世叢語」に文政四年(二四八一)歿年七十四と見え、又翁の詩文集「草稿抄」(後ニイフ)卷之三言律詩「庚子元日」の條下に、「今歳余三十三歳故有此感」と記されて居るが、此庚子は安永九年(二四四〇)である。此二書の

記事から逆算すると、翁の生年は寛延元年（二四〇八）である。幸田氏の「傳記」に延享三年（二四〇六）と記され、爾後皆これに準據して居る様である。又土屋氏の「新學の先驅」（單行本）には安政四年（二五二七）歿七十一歳と見えてゐるが、共に間違つてゐる。これは誤算か活字の誤植であるとおもふ。

茲にいつて置かねばならぬ事がある。それは、從來翁の墓は同じ天満の西寺町善通寺に在るといはれて居た。幸田氏の「傳記」にも矢張さうであつた。爾後の諸書皆然りである。自分も亦これに據つて居たが、實地踏査した際、善通寺には見當らなかつたのである。それで自分は其後墓碑の所在について種々苦心調査した末、漸く大正十一年夏六月、當時大阪外國語學校馬來語部在學の今泉文二君の協力の下で、此天満の東寺町善通寺の墓

所で發見したのである。自分が今泉君の苦心踏査に依て翁の苔碑を見出し、在來の誤傳を訂正し、不明に終らんとして居た偉人の墓所を闡明し得た事は、何よりも喜ばしくおもふのである。自分は茲に其顛末を記して、今泉君が發見の功勞を大に感謝する次第である。而も其所在の善通寺でも、斯る偉人の墓碑儼存の事を毫も知らなかつたのである。其翌十二年春四月十五日、自分は友人石濱大壺學士、故鹿田靜七（先代）二氏と胥謀り、翁の百年追遠法會を此善通寺に於て相營み、翁の遺品を陳列展觀に供し、當日には墓碑發見者今泉君は固より、京阪神朝野の名士多數の來會を忝うして盛況を極めた。

翁の郷里神爪村共同墓地にある翁の頌徳記念碑は、東向に建てゝある。蓋これは大阪に向つて建てたのであらう。表には釋宗文墓、右側に文政四

年巳二月二十八日往生、左側に長谷川安兵衛弟俗名山片小右衛門、裏には施主當村中謹建之と刻んである。これでも其戒名や歿年月其他の事がわかる。幸田氏の傳記には此記念碑所在地が違つて居る。

翁の家系については、翁の生家長谷川氏及同家の菩提寺覺正寺過去帳を調べたが、其祖先の事は少しも分からぬ。只知り得るのは翁の時代以後の生家の事に止まるのである。翁に關しては勿論、其子孫については、何等の記載が無い。これは翁が大阪で歿したからであらうと思ふ。翁の子孫については、只、「夢の代」の卷末に男山片芳達とあるのと、「續近世叢語」に、

子芳達、襲稱ニ小右衛門、好學幹レ蠱、有ニ父之風。

と見える丈である。覺正寺所藏の木杯の文句に「梶木町升屋小三郎同居小

右衛門」とあるのを見ると、また小三郎といふ子があつたやうであるが、これは後に父の名を襲稱した芳達の幼名であらう。幸田氏の「傳記」には、「小右衛門の玄孫三藏氏は五年前(明治四十三年ヨリ)東京にて歿せられ、小右衛門の家を相續して居られた小三郎氏も、七八年前歿せられたといへば、先づ長谷川家の血統は全滅したものといつてもよからう」と見えるから、翁の血統は絶えたやうである。

傍系は只長谷川さと女が、現今縁者先の大阪市東區東高津南ノ町百十番地山口亮五郎氏方に寄寓して居られる丈である。

翁の妻は加古郡別府福岡氏の女であつた。當主福岡卯市氏の家である。名は何といつたか、詳かでない。只近年まで翁の命日には、必此家の人が神爪の記念墓碑へ參詣されて居たとの事である。

夫 条四郎 印南郡島村西澤条右衛門男
釋龍猛大正五年十二月五日歿
六十一歳

妻 印南郡東神
つる吉村神吉
前田福太郎
二女明治三
十年十二月
十一日生

達雄 大正十一年一月二十五日生
登 大正十三年一月二十八日生
光子 大正十五年六月二十九日生
敏 昭和六年十月二十六日生
艶子 昭和十年三月七日生

(升屋) 芳秀 釋宗文
小右衛門 文政四年二月二十八日歿七
十四歳

小右衛門芳達

妻 加古郡別府福岡氏女
法名歿年月不詳

此系統でも知れる如く、翁の生家は當主達次氏の兩親が共に他家から入籍

して家を繼いだのだから、血統は絶えて居るのである。又一方翁の子孫も上記幸田氏の「傳記」にもある如く絶えて居るやうである。要するに長谷川家の血統は共に全滅したやうである。これは特に注意して置くのである。前掲の系統で、翁や兄安兵衛の父を小兵衛とし、母を尼妙耀としたのは、覺正寺の過去帳の記事や、善導寺の墓碑銘や、年代の上から推定したに過ぎぬ。過去帳には屋號も苗字も無い。只當所安兵衛父小兵衛とか、安兵衛とかある丈である。當時神爪村に安兵衛といった人が他にもあつたかも知れぬ。只其年代から推定したのである。然し自分の推定は、或は當を得て居るかも知れぬが、斷定は出来ないのである。それで自分は前に、翁の父母や祖先の事は分からぬといつて置いた所以である。然し翁以後の事は正確である。

翁の知友について少しく述べねばならぬ。翁は中井竹山、履軒兄弟に師事し、而も同門の孔明と稱せられた位であるから、當時懷徳書院に關係ある人々とは親交があつたのは勿論である。又其職業上から、當時大阪市中の富豪や商人なども交際が極めて多かつたのは、いふまでもない事である。然し自分が茲に翁の知友として特にいはねばならぬのは、其蘭學や天文學の方面の者である。翁は麻田剛立の門下であるから、同門中で寛政改曆に功績を顯はした第一世高橋作左衛門(東岡)や、又此改曆に共に功を立て、尙大阪長堀富田屋橋畔に私設の天文臺を建て、觀測に従事した間大業(十一屋五郎兵衛)と親交があつたことは、無論である。又此間大業が同志小石元俊と謀つて、江戸大槻玄澤の門に送つて蘭文を學習せしめた傘工橋本宗吉とも、交誼を結んでゐたやうである。殊に翁や大業の天文學は、此

宗吉の助を借つて大成したものであると迄いはれて居る位である。尙特に注意すべき點は、翁と當時一世の蘭學者大槻玄澤と交誼があつた事である。其は玄澤の令孫、故文彦博士から自分に送られた下の書簡で分かるのである。

文政十年二月、先人大槻平次郎(磐溪)西遊の時、祖父玄澤(磐水)より沿道駿河、尾張、近江、京都、大阪、山陽道、九州、處々數十知人宛連名の添書一通、家藏致居候。其内、大阪人の分十三人、齋藤方策、同良朔、中環、間五郎兵衛、高一齋、橋本宗吉の次に、升屋平右衛門様、山片平朔様、山片小右衛門様、次に安治義兵衛、中川修亭、坪井吉右衛門(兼葭堂ノ男カ)中川量平。

右にて見れば、山片小右衛門翁(蟠桃)は磐水とも交り有之候ひし事にて

候。見出し候まゝ御參考に申上候。(下略)

尤も大槻博士の此書簡中に見えて居る山片小右衛門といふ通稱は、蟠桃翁も、また其子芳達も同じであるし、又文政十年は蟠桃翁歿後六年であるから、或は子の芳達かとも思はれるが、然し前に述べた如く大槻玄澤翁と間大業や橋本宗吉などとの關係から考へると、蟠桃翁も亦玄澤翁と交誼があつたことは確かであらうと思ふ。又縱此書簡中の山片小右衛門は子芳達であるにしても、父蟠桃翁の蘭學上の縁故があつたので、此書簡中に記されたものと考へられるのである。前掲の大槻博士の御意見は勿論、自分の此推定は決して誤つて居ないと信ずる。以上諸學者の傳記は已に洋學史、文明史、將開國史に關する典籍にも見えてゐるから、茲に改めて今更詳述する要もなからう。凡て省略することゝした。此書簡は、博士の令兄、故

大槻如電翁編著「金蘭遺臭」(明治四十一年六月二十六日刊)十六頁—十八頁に載せられてゐるから、參看されたならば詳知出来る。尙この外に多くの知友があつたであらうが、今之を審かにすることが出来ない。蟠桃翁の詩文集「草稿抄」(下二)や、其他の著述に多くの人名が見えてゐるが、左したる人も無い様であるから、凡て省いていはぬ。

翁の門人も澤山あつたであらうがそれは詳に知るを得ない。或は翁は實際學者であつたとはいへ、其本職は商家の番頭であるから、所謂門人といふ者は持たなかつたとおもふ。只自分は翁の主著「夢の代」を筆記した山本義道、近藤秀實の二人丈を知るに過ぎぬ。而も此兩人は翁の部下の者であるか、或は交際の有つた學究の徒であるかともおもふ。寧此推測が當を得てゐるのではなからうか。尙此兩人の傳は少しも明かでないのである。

著作

翁の著述は「加古郡誌」に「著書數種あり」と見えてゐるが、只「夢の代」丈を示して其以外の著作については何等記して無い。自分は多年調査搜索して、漸く知り得たのは下記の九部である。尙此等以外にも存在するとおもふが、其等は未知未見である。他日の補遺に俟たねばならぬ。自分の知り得た所を其成稿年代の順に従うて、聊各書の解題概略を記して列挙する。

一、草稿抄 六卷三冊

蟠桃翁の詩文集である。上中下三冊で、上は卷之一、二、三で、中は卷之四、五で、下は卷之六である。目錄を擧げると、

卷之一

五言古詩

七言古詩

卷之二

五言律詩

五言排詩

卷之三

七言律詩排律附

卷之四

五言絶句

七言絶句

六言附絶排律

卷之五

序跋

記

論

說

辯

弔文

記事

卷之六

紀行

である。これで内容の一斑がわかるであらう。本書第一、二兩卷の首に、「播陽長谷川有躬述
改 山片芳秀」とある。翁改稱の一資料である。「續近世叢語」所載の文とも、符合して居るのである。本書の詩文に依て、翁の交友や其活躍の状を知る事が出来るのである。又内容から考へると、安永年間以後の作が編集されてゐる様である。それで本書を最初に掲げた譯である。本書自筆本は、故内藤湖南博士の所藏である。全篇行草書で記るされてゐる。此自筆本の下冊見返に、

大正丙辰(五)年余購此書上冊於鹿田氏松雲堂、按其目六卷今止有三卷、因屬鹿田氏物色之、辛酉(一〇)年一月鹿田氏偶移其書庫得此書中下二冊於故

書推中、遂並歸余挿架、而蟠桃遺稿始爲足本、合浦珠還延津劍合喜曷可言、是月七日記炳卿。

と博士が記るされてゐる。其獲得の経緯がわかるのである。石濱大壺學士や懷徳堂文庫に此原本の影寫本を所藏されてゐる。又大阪府立圖書館及拙藏にも有るが、此兩者は共に轉寫本で、全篇楷書で記るされてゐる。此他には所藏者を聞知し無い。此「草稿抄」の卷首に次の叙がある。

草稿抄叙

山片重明君。一日持此冊來曰。是山片芳秀所著。芳秀初名長谷川有躬。播州人。來于浪華爲吾先代家宰。因改姓名。嘗學於竹山先生。頗有所得。善詩若文云。請題一言。余不及相識其人也。然見此集。詩文諸體備矣。非敏且勉。則市務繁冗之暇。何得能爲之。足以知其人。嗚呼世固多無事

間暇。徒逸游荒醉者。豈可不省矣哉。

明治六年歲在癸酉六月

照山仙史識

本書は元山片主家の所藏であつたらしい。山片重明は當主の先々代で、前に述べた愛日文庫や北濱小學校の創設者であるが、此叙文の作者照山仙史は、誰であるか未詳である。

二、祈晴類聚 卷數未詳

本書は今何處に所藏されてゐるかわからないが、「一致共和對策辨」(下ニ)の卷末に、只一葉次の如き序文丈が載せてあるのでわかつたのである。

祈晴類聚序

事文類聚曰、湯伐桀、後大旱七年、煎砂礫石、大史占之曰、當以人禱、

湯曰、吾所爲請雨者民也、若必以人禱、吾請自當、遂齋戒剪髮斷爪、素車白馬、身嬰白茅、以身爲犧牲、禱桑林之野、持三足鼎、祝於山川曰、政不一與、民失職與、宮室營與、婦謁盛苞直行與、讒夫昌與、何不雨之極、言未已、而天大雨、聖人恤民如此其至焉乎、自是而後、或祈雨、又禱年穀、禳災厄、不可勝數焉、本邦古昔、祈雨年月相踵、光仁桓武以降、祈晴甚多矣、自柄移武門、朝章多屬文具、建武元弘已下、諸國擾亂、而王政一無施焉、江都之興、四海歸一、民到于今、受其賜、其祈雨也、雖間有之、祈晴則我未聞之、大抵旱暵十之二三、而水潦恒居其七八、且旱害可以力救而水害無所施力也、然則爲民之父母者、淫霖之日、不祈鬼神、而得坐視塗炭之苦哉、先王制禮、天子祭天地諸侯祭其國山川、和漢雖禮異、不可犯焉、今日封建之世、諸侯各祭其境內山川神祇、防水旱、而祈

年穀、而是可矣、仙臺齋藤君憂其國事、有年于此、愚嘗論說及于此、以其恤民之切也、頻請其故事、而不止、乃不得辭、錄六國史、大日本史、其餘一二書、祈晴文字、以呈焉、然以事繁也、略之亦多矣、徃々僅舉其一二、以徵其不出于無稽、庶幾其爲恤民治國之一助云爾。

天明六年丙午春正月元旦

大阪長谷川有躬謹識

此文に依つて翁に斯る編著のあるを知り得た。卷數は勿論わからないが、一二卷のものであらう。大部なものでないのは序文中の記事でも知れる。これは恤民治國の一助にもと、六國史、大日本史其他から祈晴に關する文字を集録して仙臺の齋藤君に呈上したもので、天明六年正月の作である。此齋藤氏は翁と親交ある左五郎氏であらう。原本は齋藤家に所藏され

てあつたのを、此序文丈を抄録したものらしい。此傳寫は宮城縣立圖書館、石濱大壺學士、拙藏にある。尙本書に關しては、石濱學士の「山片蟠桃の遺書」(典籍之研究第一號大正十四年七月十五日刊)にも見えてゐるから、參看されたらわかる。

三、梁蛻翁泰伯章講義 全一冊

此は論語泰伯章について梁田蛻巖の考證したのに三宅春樓の説を添へ、更にまた蟠桃翁が自説を添加したものである。卷末に、「長谷川有躬謾識」と改稱前の名が記るされてあるから、翁中年の作である。本書の原本は伊藤撫溪舊藏であつたが、後に故内藤湖南博士の架藏に歸してゐる。又傳寫本は石濱大壺學士の手許と拙藏とに有る。

四、宰我の償 七卷六冊

本書は翁の大著「夢の代」の初稿本である。此初稿「宰我の償」の事は、「夢の代」の自叙にも見えて居る。此初稿本「宰我の償」は、自筆の儘元和泉國の豪家久氏に所藏されてあつたが、後幸田成友氏が求められ、明治四十二年三月二十九、三十兩日、大阪市中之島公會堂で開催の大阪市史編纂結了記念展覽會に出品された。これが後に永田好三郎、故濱和助二氏の手に渡つたが、大正十一年十月、鹿田松雲堂から西宮市鞍掛町の文學士辰馬悅藏氏の手許に收められた。自分は之を借覽したが、全篇七卷六冊で、一、二卷一冊、三、四卷一冊、四、(重複の所あれ)五、六、七各卷二冊宛になつて居る。目次は、

歴代 第一

政事 第二

天文 第三
經學 第四
異端 第五
雜論 第六

で、各卷「大阪蟠桃偷言子述」とある。又卷之六の題名の下に、「癸亥卷」と記してある。本文の最初に、

去夏眠リヲ禁センカ爲ニ、思ヒ出セシマ、ニ數年來ノ鬱情ヲ書ツラ子ヲ
キシニ、今茲モ亦五月雨ノ頃ニ至リテ、舊キニヨリテ亦宰我子ノ癖ヲ犯
サントス。ユヘニ其例ニマカセテ再タヒ硯ニ向ヒテ其眠リヲ償フノミ。
去年ハ己ニ九ノ部ヲ分チタレトモ、今度ハ其例ニモヨラス、只筆ニ隨ヒ
テ書侍ルナリ。

とあり、卷之七の題名の下には、「癸亥ノ二」とあるから、此初稿本は享
和二三年に成つた事が知れる。癸亥は享和三年に當る。又此書の由來もわ
かるのである。此「宰我の償」一ノ卷の首に、

コノ卷首ニチヨトシルスヘキヲ、卷ヲトリチカヘ誤テ三ノ卷首ニシル
シタルユヘ、切メキテコ、ニ張付オクナリ。

とあつて左の張付がある。

コノ書僅ニ一閱ヲ得タリ。少々存シ寄タルヲ窺出シテ返納ス。甚タ多紛
ニテ日間細讀ノ暇少ナク、大カタハ夜分ノ業トス。燈下老眼筆ヲ秉ルコ
ト自由ナラス、文字欹斜シテ辨シカタカルベシ。コトニ紛冗中覆視ヲモ
得ス、ソノマ、進スレハ、別シテ筆誤モ多カルヘシ。ミナ幸ニ採擇ヲ加
ヘラレヨ。卷中書入ノ分、甚細字ニテ、一向ニ辨シ得ス、少々ハ讀カケ

タレトモ、功ヲ廢シテ篇ヲ終ルコト能ハス。コレハ淨書アリ□□ニ又
々再應一閱スヘキノミ。

癸亥ノ正月

此文は翁の師中井竹山の自筆である。此事實は、「夢の代」の自叙に見えてゐるのと能く符合してゐる。尙一二、三四、の四卷二冊には、所々に竹山自筆批評の附箋や書入がある。此以外の卷には何等の附箋も書入も無い。此外に左の書簡が三通添附してある。

(其一)

著述漸々卒業候故、御返可被下候。夫に倉卒にて間違の事と無心元候。殊に亂筆分りかね可申候。可然、御推覽可成候はん。

三月五日

(裏)

桃翁

七郎左衛門様

(其二)

尙々小紙ノ張候ハ、皆竹山先生ノ校正ナリ。尤自筆ニ御座候。一筆啓上仕候。其後は□□と奉存候。先以不順之氣候ニ御座候處、益御壯榮御入らせ被珍重奉賀候。拙生事も早春不計怪我仕、長々引籠頓と原に復し不申候ニ付、何方様へも御不沙汰申上候段、眞平御免可被下候。扱左ニ御覽ニ入候寫本ハ、入江先生之草稿ニ御座候。一巻付ハ書様々ニ御座候へども、本は全部仕候。世間ニ無之候品ニ付、御覽ニ入申候。

覺

一此代金二分二朱 宰我の償ひ

わたし六

右之通ニ御座候。よろしく奉希候。俸事も若年ニ御座候。大ニ御引立之程奉希候。誠ニ春來ハ歌談も御樂様有之候へとも、御談話も不相成、残念ニと存候。何卒今一應御地へ罷出度、相願ひ候事ニ御座候。書外期後喜之時ニ頓首。

六月到日

鹽 長兵衛拜

久御氏様

御侍座

(封入紙)

宰我のつくなひ 全六卷

入江獅々庵著

(其三)

毎々晴雨不定困却いたし候。此程ハ乍毎度失敬是亦奉謝候。扱永々拜借いたし置候。

宰我のつくのひ 四冊

爲持申上候間、御入手可被下候。

十三日

濱 和助

幸田大人

此三通の書狀に依て、本書の著者が當初不明であつて入江獅々庵と誤つた事や、其所藏者が轉移した徑路を知る資料である事がわかるのである。

自分は本書と「夢の代」と對照したが、餘程刪修補訂が加へられた痕を認めたのである。随分激烈な所論もあるが、凡て其等は「夢の代」には刪除して載せて無く、餘程修正を加へて穩當に論述してある様である。

五、夢の代 十二卷十二冊

本書は翁畢生の大著で、又其主著でもある。翁の抱負や所見は、此書に依て知り得るのである。實に翁の創見や識見が、書中に溢れてゐるのである。已に「續近世叢語」にも、下記の如く記るして、此名著を非常に推奨賞揚して居るのでもわかるのである。即、

家業有_二微暇_一、則博讀_二群籍_一、研_二味理義_一、嘗夏日絕_二晝寢_一、撰_二夢代十餘卷_一、自_二天文地理食貨經濟_一、以至_二神代及鬼神等說_一、犁然明辨無_レ遺矣、竹山兄弟稱_二其有_二見解_一、桑名老侯樂翁公素嘉_二蟠桃爲_レ人_一、及_レ讀_二夢代_一、益以奇

之、當時坂人語_二市中人物_一、必以_二蟠桃_一爲_二第一流_一云。

とある。又後には故内藤湖南博士も其名著「近世文學史論」(明治三十年一月十日刊)に本書を激賞して、

之を前輩の言に聞く、三百年間、其の一毫人に資る所なくして、斷々たる創見發明の説を爲せる者、富永仲基の「出定後語」、三浦梅園の「三語」、山片蟠桃の「夢の代」、三書是のみ、關東學者、頭を四子五經に埋めて、門戶の主張に一生の精力を耗す、而して關西には則ち、往々能く流俗見に超脱して、心を根柢の疑問に用ゐたる者ありと。(同書五十九頁)

と記るし、又「大阪市史」にも、

夫れ徳川氏三百年間、一毫人に資る所無くして斷乎たる創見發明の説あるは、富永仲基の「出定後語」、三浦梅園の「三語」及山片蟠桃の「夢の

代」三書あるのみ、仲基は大阪に生れ、蟠桃は大阪に長じ、而して梅園は麻田剛立の父綱齋の門に出でたれば、大阪に縁故無しとせず、關東の學者、概ね頭を四書五經に埋めて、一生の精力を消耗するに反し、關西には往々流俗を抜き、心を根底の疑問に用ゐたる者あり、甚偉とすべし。
(同書卷二、
四百〇三頁)

と述べてある。翁が誠に一世の偉大な人物である事が此書に於てもわかるので、翁は實に當時の大阪のみならず、關西の爲に氣を吐いた人で、後進をして景仰措く能はざらしむる町人大學者といはねばならぬのである。

本書の成立の由來や、其脱稿の徑路については、翁自身の序跋で明らかに知り得るのである。前にも述べた如く、本書は前著「宰我の償」の修正刪修であるが、其事は此書の序文を見ると明らかに知られる。即、

自叙

夏の日の長きに倦みて、枕を友とし眠らむとせしが、忽ち思ふに、我すでに齡五十に過て、徒に稻を喰ひ布帛を衣て、枕にのみなづむは、口惜しきことにあらずや、然りと雖世教に及び人を治むる事は、我輩如きの任にあらず、せめては我竹山、履軒二先生に聞きたる事を書きつらねおきて、子孫の教戒ともせば、此上の本望ならむかと、硯にむかひて、書そめしより、日々に眠萌さむとすれば、忽ちおしまづきによりて、筆をとり書付るのみ、其中には國家の事に及びし事もあるべきなれども、咎むべからず、唯これ一家の事のみ、他人の見る書にあらず、此卷の始は眠を止めて書しまゝに、宰予の償と題せしに、履軒先生難じて、夢の代とあらため題すといふのみ、享和二年、歲星戌にやどる夏六月吉日、隱

市の散人は是をしるす。

と見えてあつて、其起稿の由來や書名改題の事がわかる。跋文には其初に、予嚮に夢の代を述べて小兒輩にあたふ、夫より二十年の間打捨置しが、内十年餘は塵事打つゝいて空しく止ぬ、殊に文化の比より眼病にかゝりて、遂に明を失ふことゝに八年ゆゑに、無事終に果さず、然るに去年來病におかされ、春來は命も絶なんとす、然るに此書の旨やむにちかし、誰にか託して世に行はん、ゆゑに病をおかして附録を作る。

と記し、終に、

歌に死したる跡にて 芳秀記

地獄なし極樂もなし我もなし

たゞ有物は人と萬物

又

神佛化物もなし世の中に

奇妙不思議の事はなをなし

文政三中秋

播陽山片芳秀輯

男山片芳達

山本義道稿

近藤秀實

と辭世やら筆記者の名を書付けて居る。此跋文で本書成功の年代も知れるのである。上記の序跋の文に依つて、本書は享和二年（二四六二）盛夏の候、翁五十五歳の時に起稿し、半頃中絶すること十餘年、文政三年（二四八〇）八月十五日脱稿した事がわかる。時に翁は七十三歳で、其歿前僅に半年で

ある。晩年盲目になつてから、子芳達や知人達に口授して筆記せしめて、漸く脱稿完成したのである。其苦心の勞作である事が想ひ遣られるのである。

本書の正本は今何處にあるかわからぬ。翁の主家山片家の先代、故平右衛門氏の談話にも、「此稿本が著者の血族に傳はつてゐるとは耳にせず、又最正確と思はれるものは、子芳達の淨書したのに翁が盲目の身で手さぐりに序文を認めたのがあるが、これであらう。然し此書も著者の玄孫三藏が先年東京で歿したので、今何處にあるか詳かでないとの事である。」と誠に遺憾の次第である。翁は生前他人に本書の謄寫を命じ、副本十數部を作り、知友の間に贈呈したさうである。これが今世に流布して居る寫本である。自分の知つて居る所藏者は、内閣文庫に數部、京都帝國大學附屬圖

書館、大阪府立圖書館、宮城縣立圖書館、大谷大學圖書館、山片家（翁の主家）、故瀧本誠一氏、石濱大壺氏の文庫に、各一部宛所藏されてゐる。瀧本氏は上記副本の一であるとの事である。之が刊行本の底本である。山片家本は、正確なものである。此は正本の寫で、著者の血族匹田氏の所藏であつたが、先年同家没落の際、山片家の先々代が收められたもので、序文の字體の振ひ居るのは、盲人の筆蹟を其儘謄寫したからであるとの事である。他の諸本も皆、何れも美濃紙に謄寫した立派なもので、只石濱本は薄葉紙に寫されてある。尙此等の諸本は夫々舊藏者の捺印も存するものばかりである。その事は一々茲に詳説せぬ。

本書は寫本の儘長く世に流布して居つたが、大正初年に初めて全部刊行されたのである。尤一部の刊行は以前にあつた。それは本書第十卷「無鬼

篇の上」の部丈が、故内藤耻叟翁に依つて「無鬼論辨」と題し、同氏校少年必讀「日本文庫」第十二編（明治二十五年五月二十日刊）に抄出刊行されたのが最初である。此は蟠桃翁の血族笠井紀一といふ少年が内藤氏に教を享けた際、此「夢の代」を見せたが、其所論に感服せられ、一部を複寫され、其中から此「無鬼論」前半を抄出して刊行され、其解題の中に、「無鬼論」の事を辨ずる頗直截痛快なりといつて賞讃されてある。内藤氏の手寫本は今何處にあるかわからないのは遺憾である。又近年此「無鬼論」全部は、「日本哲學全書」第十二卷第三部人生哲學、宗教論、兵法武術論（昭和十一年十月二十日刊）に收載刊行された。尙歴代第四以下異端第九まで六卷丈が、「近世社會經濟學說大系」の「山片蟠桃集」（昭和十一年五月十日刊）に抄録刊行されてある。全部の刊行は、故瀧本誠一氏編纂「日本經濟叢書」第二十五卷（大正五年六月二十七日刊）として初め出版され、後

同氏はまた「日本經濟大典」第三十七卷（昭和四年十一月二十日刊）として再刊された、これが今世に行はれてゐる。此兩者全く同一内容形式で、洋裝布表裝菊版約六百六十頁の大冊である。誠に立派に出來上つて居る。此に依て翁の畢生の大著が廣く世に行はれ、學界に大なる裨益を與へる様になつたのである。

今下に本書内容について概説しよう。本書については已に瀧本氏が上記刊本の解題の發端に、

本書は天文・地理・神代・歴代・制度・經濟・經論・雜書・異端・無鬼及雜論の十一項に就て、著者の師事せる中井竹山及履軒兩人に聞き得たる事柄を、筆に任せて書集めたるものにして、其の次第は著者がその序文に告白する所の如し、然れども著者は後段に記るすが如く、非常の卓

見家にして固より毅然たる獨創の識力を有し、殊に經濟上の問題に至りては、中井兄弟の如く徒らに机上の空談を事とするものにあらず、自ら其の事に當りて實歷經験したる所なれば、其の記述論評する所頗ぶる肯綮に當り、之を竹山の草茅危言・履軒の雜著等に比較すれば、却て大に見るべきものなきにあらず、然れども本書十二卷中専ら經濟上の問題に渉るもの、第五(制度)及第六(經濟)の兩卷に過ぎずして、聊隔靴搔痒の憾なきにあらざるも、要する所本書全部を通讀玩味すれば、著者の社會經濟觀の尋常凡庸にあらざりしことを知るべきなり。但本書は全篇を十一項に分類しあるも、其の區別甚だ明瞭ならず、例へば上記制度の篇(第五卷)と經濟の篇(第六卷)とは、條目に於て截然と分類しあるも、其の内容は殆んど彼此混同して、二者の區別を見ること能はざるの趣あるも、

凡そ斯くの如きは徳川時代の著者に於て、殆んど皆免かれ難き通弊なれば、之を本書にのみ咎むべからざるは論なきなり。
と記るされてあるので其要を盡してゐる。

本書全篇十二卷で、上記十一項を各一卷宛に記してあるが、其中無鬼の篇が上下に分かれ、第十、第十一兩卷となつて合計十二卷となつて居るのである。各卷に記述の事柄の要旨は、本書の凡例に述べてある。今其要領をいへば、先づ天文地理の部に於ては、當時制禁の地動説を主張し、神代の部では、古往傳來の説を打破して建國の尊嚴を述べ、歴代の部では、國史の誤謬を刺り家康に及び、制度經濟の部では、當時の政治を難じて財政經濟を論じ、經論の部では、無鬼論を發して朱子を難し、又鬼神を論じては、儒佛兩教の古來の傳説を排撃して居る。誠に痛快適切の議論が全篇に

溢れて居る。翁の非常な卓見家たることは感服に堪へない所であるが、また同時に翁の偉大な人物であつた事も知れるのである。其詳細は後章に於て類を別ち部を立て、翁の學說思想を論述してあるから、それに譲つて茲にはいはぬ。其條下を參看せられたい。又本書には引用目を卷首に列舉し、「天經或問」以下三百八十有餘部が見えてゐる。和漢の有名な典籍は殆んど網羅してある様である。此書目を見ても、翁の博學達識が推知されるのである。

六、一致共和對策辨 一冊

本書は文化六年七月、翁が主家が仙臺の藏元たる關係上、仙臺藩の役人に同藩の經濟財政に關する意見を述べたものである。内容は「御繰合方御儉約之事」以下「御城下道橋川普請御備之事」に至る三十八ヶ條、追加「御

持口御備之事」以下「御藏米を知行に引直事」迄四ヶ條、外に「六月二十六日御閑談之内前ヶ條に相洩候分」の「御引除金御印封の事」以下「奴刑之事」迄九ヶ條合計五十有餘條の項目のもので、最後に、「右之通乍恐存出し、次第書上申候。過言御免可被下候。御覽之上無用の所は御捨、御用にも相立候事は御用ひ可被下候。已上、文化六年巳七月 山片小右衛門 齋藤左五郎様」とある。二十四丁のものである。

本書については、先には土屋喬雄氏が「經濟學論集」第二卷第三號(大正三年二月十五日刊)に掲載の「舊仙臺藩の鹽專賣」といふ論文に見え、後には石濱大壺氏が「典籍の研究」第一號(大正十四年七月十五日刊)に掲載された「山片蟠桃の遺書」中にも、記されてゐるが、當時は寫本の儘傳はつてゐたのである。土屋氏は仙臺の吉田友一郎氏所藏本を紹介され、石濱氏は矢張仙臺の故若林靖

亭(友輔)氏の舊藏で今は宮城縣立圖書館所藏本に依て詳述されて、原本たる齋藤家のものは今何處にあるか知れないとの事である。尙同氏の手許に一部と、拙藏本とがある。此他には所藏者を知らぬ。次に刊本は、後年本庄榮治郎氏に依つて改造社の「近世社會經濟叢書」第五卷(大正十五年十月三十一日刊)に收められ、又土屋喬雄氏に依つて誠文堂新光社の「近世社會經濟學說大系」の「山片蟠桃集」(昭和十一年五月十日刊)中に載せられ、今は廣く世に知られるに至つた。

七、文化六年大松澤丹宮様の奉申上候書付 一冊

これは書名の示す如く、翁が當時仙臺藩の役人、大松澤丹宮宛の献策である。僅々七八丁のものであるが、藩の財政策についての論で、中々卓見がある中に、輸出獎勵輸入制限を力説し、一藩の財力を豊富にすべきを述べ

べてゐる。即ち卷初に民本富國主義を以て、

國の本は民に御座候て、其民を盛にして其國を富し候はねば、國中相立不申候。

といひ、一朝有事の際の準備として財力の豊富を肝要とする旨を述べ、更に、

中國上方入組候國々にては諸國交易融通にて國を富し申候へども、邊土へ寄候御大國にては、鎖國の法を以て入金盛にして出金を禁ずる外は無御座候。中國にては右へ出候ても左より入候へ共、御國元にては右へ御出し被成候て、可入込左は無御座候。

と論じて邊僻仙臺領の財政策についての注意を與へ、尙、

出荷物多く候へば脱金に相成候義を能々御勘考、諸品御國用成丈御國産

にて相濟候様御下知有之、他國産を御入無之御工夫專一奉存候。他國より高直の品物御國へ積入候而、其代金持歸申事御國の費弊可惜事に御座候。

と輸入制限輸出獎勵を力説してゐるのがそれである。最後に、

右丁人あしく申立、猶他國出店のものへ不益をも申立候て御藏元共に同様に申上候義自身の上の事を申上候事故、一つも取締ひ身勝手は不申上候心得にて如此申上候事に候へば、實に御不益に相違無之、丁人共は随分厳しく取立ても不苦候義を御勘考被成置度候事。

と記して、決して翁が町人として自己的の立言で無いことを強調してゐるのである。本書原本は仙臺常磐雄五郎氏が所藏されてゐるとの事であるが、自分は未見である。刊行本としては上記「近世社會經濟叢書」第五卷に、

土屋喬雄、大原豊兩氏校正本が所收されてゐる。

八、大知辨 一冊

本書は文化九年にかゝれ、七月に、翁が信任を忝うしてゐる當時の名宰相、白河樂翁侯へ提出したものであるといはれてゐる。原本は侯の後裔、舊桑名藩主松平家に珍藏されてゐるのである。自分は今尙未見であるが、内容は瀧本氏の「經濟大典」本「夢の代」解題に據れば、

著者は本書(夢の代)の外に、米價及一般の物價を論じたる「大知辨」なるものを著はし、文化年間、竊かに政府へ献策したる事あり、今、その書を見るに「夢の代」第六卷二十二節（日本經濟大典本三六二頁より三七二頁に至る）と全文同一のものなれば著者は「夢の代」執筆のとき多少字句を訂正して献策を書き加へたるものなるべし。

とある。然し本庄榮治郎氏日本經濟思想史研究所收の論文「山片蟠桃の米價論」(大正六年六月、經濟論叢第四卷第六號所載)に據ると、此「大知辨」には、「大知辨」、「江戸米價血液不通考」、「附録」の三篇が收載され、其内容何れも米價に關する意見であるといふから、瀧本氏の所説の如く、「夢の代」の文と同義同文であるとせば、其論旨は米價引下必要論で、これを自然に放任する事に依つて寧米價調節が出来るといふ意見らしい。瀧本、本庄兩氏は本書を閲覽された上の論述であるから、それに従ふより外はないのである。自分は未見未讀であるから、此文をいつておく。

九、文化十一年戊春大松澤丹宮様御登坂中勤功書上 一冊

これは自分未見ではあるが、文化十一年四月、翁が仙臺藩の財用方の役人に差出されたものであるとの事である。原本は仙臺の常磐雄五郎氏が所

藏されてゐるのである。本書には仙臺藩と升屋との關係の記事が、當初以後文化十年迄のものが詳しく記されてある相である。翁の事蹟に關する貴重な資料である。只自分は土屋氏の著書や論文に見えてあるので、知り得たに過ぎぬ。

自分が調査探究して知り得た翁の著作は以上九部であるが、尙此等以外世間に存在してゐるかも知れないし、又今後新に發見されることもあらうかともおもふが、現在自分の管見が及んだもの丈を列擧したのである。他日の補成完璧を期する次第である。

翁は町人で學者であつた。而も町人としても、當時大阪の第一流の人物と稱せられ、學者としても、中井門では諸葛孔明と目された。其學説は主著「夢の代」以下の著作から窺知されるのであるが、一毫人に資も所無く、斷乎たる創見發見の説あるは、徳川三百年間に、翁と、富永仲基と三浦梅園との三人丈だと後世唱へられてゐるのである。實に翁は偉大な人物である。今自分は此町人學者の學説所論を述べようとおもふ。

翁の學説は、其主著「夢の代」に殆んど網羅されて居るといつてもよい

のである。他の著作の二三の中に多少其學説と認むべきものが記るされてゐるが、本領は全部此「夢の代」に在りといふべきである。又其學説の主旨や根底は、亦「夢の代」の凡例に記述されてゐるので推知出来るのである。尙茲に特に斷わつておかねばならぬ事は、翁の學説の或部分についての批判論述は、現時の狀勢に於て詳述し難き所がある、それ故、故意に省略して其論述を避けた箇所がある。此は事情止むを得ない次第であるから、此點について諒察を願はねばならぬのである。斯る理由で、學説の或條下に於て聊物足らぬ心地がされ、所謂隔靴搔痒の感があらうと考へる。それで今自分は、以下順を逐うて、翁の學説の主要な點について、極めて概括的に、また至つて簡明平易に論述を進めようとおもふのである。

一、天文地理論

翁の學說中で先づ第一に注意されるのは天文地理論である。就中其地動説に關して、ある。翁は本邦地動説確信者最初の一人である。翁は蘭學の大家麻田剛立に就いて天文曆算を學んだ。翁の天文學に關する所見は、「夢の代」第一卷に、地理論に就いての所論は同じく第二卷に、詳細論述されてゐる。翁は先づ此第一卷中に曆法を論じ、地球を圖解し、天體運行を陳べ、雷、日蝕、潮汐、寒暖、引力の理等を説明してゐるが、就中地動説に關しては斷乎たる所信を披瀝してゐる。翁は先づ凡例中に、

一天文地理ノ部ニ於テハ、初メニハ謹シミテ古法ヲ述ブト雖、ツヒニハ當時制禁ノ地動ノ説ヲ主張シ、又ツヒニ存分ノ臆説ヲ發シ、視ル人ヲシテ迷謬セシム、コレ我ノ罪ナリト雖モ、コレモ亦心ノ浮ムマニ／＼書及ボシタルナリ、アヤシムコトナカレ。

といつてゐるが、當時制禁の地動の説を主張するの一句は、實に翁の抱負自信の如何を察知する事が出來るとおもふ。「夢の代」第一卷天文篇の内容は、今日より見れば勿論言ふに足らない、極めて幼稚なものであるが、當時未だ誰も夢にも知らない時に西洋流の星學を發表したことは、誠に驚嘆すべきものである。本篇に於ては、東西曆法の得失を考へ、立春を以て元旦とする新曆を自作して之を當時の曆に對比し、潮汐満干の理を述べ、恒星太陽説を紹介し、彗星について説述し、地動説を唱道し、引力を説き、篇中説明に挿圖を以て説明して居る。此等の諸説は、誠に當時出色のものであつたと信するのである。就中其地動説の唱道を偉とするのである。地動説は、今日國民學校の兒童でも尙能く之を知つて居る事で、何等異とするに足らないが、前にも云つた様に、翁が徳川の世、制禁の時に、毅然斯

る異説を公にして毫も恐れなかつた事は、管に我學界の誇とすべきのみならず、其人物の非凡を證するに足るのである。今次に翁の唱へた地動説を簡略に述べよう。

翁は印度、支那、日本の天文學説の無稽なるを論じ、西洋諸國の學説の正確なるを説いて、

西洋歐羅巴ノ國々ニオイテハ、ソノ實地ヲ踏ザレバ、圖セズ云ハズ、天文ノ如キハ海外諸國ニ往來シ、測量試識シテコレヲ云ユエニ、大舶ヲ儀シテ萬國ニ抵リ、天文地理ヲ正スコトナリ、ユエニ梵漢我國ノ如キ虛妄ノ説ハナシ、コ、ヲ以テ其説ヲ信ズベシ、又其學ニクハシキコトハ、極メ盡サザレバ措ザルナリ、二百年バカリ以前、地谷多錄梅^{コクタロクバイ}ナド豪雄出テ、ツヒニ地動儀ノ説ヲ發明ス、ソノ術日輪中央ニ位シテ永靜不動、五星及

地ヨリ恒星諸天、ミナ日ヲ心トシテ西ニ旋ル、ソノ月ナルモノハ地ヲ心トシテ旋ル、木星土星ノ如キモ、ミナ月四五アリテ各其本星ヲ心トス、此説出テイヨクマスキ天文精微トナル、前説^(梵、漢、和ノ諸説ヲ指ス)ノ如キハ、小兒ノ戯ニモ及バザルナリ、西洋人ニ見セタランニハ、三歳ノ小兒ト雖腹ヲカ、ヘテ笑フベシ。^(天文篇二五節)

といつて居る。又更に、

歐羅巴ノ天學ニ精シキコト、古今萬國ニ類ナシ、殊ニ萬國ヲ廻視シテ、ミナ實見ヲ以テ發明スルコトニシテ、誰カコレニ敵セン、ソノ上「ボウレン」國ニ「ヘイコツホイリン」ト云人、地動儀ノ説ヲ盛ニス、今ニ至リテステニ三百年ニナル、其發明ノ書ヲ翻譯シテ崇禎曆書ト云、又弟子「コーベルニキユス」是ヲ増補ス、其書ヲ譯シテ曆象考成後篇ト云、

シカルニ太陽ハ動カズ、地球周天スト云コトハ誰カ是ヲ肯シ、難ジテ曰、
コノ地球飛旋ルモノナラバ、山川・草木・家屋ミナ崩レ倒ルベシ、ナン
ゾ海水モコノマ、ニアラント、コレ尤ノコトナリ、歐羅巴ニテサヘモ初
ハ合點セザリシニ、ツヒニ其術理ニ落着シタルヨシナレバ、急ニハ中々
合點ナルマジ、今ソノ法ヲ以テ算ヲ起シテ密合スレバ、ナンゾ是ヲ疑ハ
ン、皆彼我ノ差ニシテ、我ハ不動ニシテ他曜ハ旋ルト云トキハ、ソノ星
ニナリテミレバ同ジコトナリ、太陽ハ天地ノ主ナリ、地ハ主ニアラズ、
太陽動カズシテ、他曜ノ動クハ其處ナルベシ、今ニモ歐羅巴ノ人ハ大船
ニノリテ地球ヲ巡リ、ソノシラザル所ヲ發明スルコト、萬國ノ及ブ所ニ
アラズ、サレバ天地ノコトハコレニ任ジテ、其精粕ヲナムルノ外ハアル
ベカラズ、必シモ西洋ノ術ヲ疑フコトナカレ、アツク信ジテ從フベキモ

ノナリ、ユエニ梵・漢・倭ノ井蛙ノ愚術ヲ出シテ、總ルニ西洋ノ地動ノ
術ヲ示シテコレヲ證シ、愚蒙ノ人ヲサトスノミ、(天文篇 二五節)
と論じて、地動説の正確なることをいつて居る。次に彗星考を説き、明暗
兩界説を述べ、尙圖解を以て地動説を説明し、更に諸惑星の回轉を説いて、
終りに於て、

シカレバ是レ火星ノ地球ニオケルハ、地球ノ金星ニオケルガゴトク、金
星ノ地球ニオケルハ、地球ノ火星ニオケルガゴトクナルモノナリ、然バ
木星ノ火星ニオケルモ、水星ノ金星ニオケルモ、其コトマタ推テシルベ
シ(コノ間ニ註アレド略ス)西洋ノ新法ハ、五星皆回轉スルヲ以テ、天ノ左旋ハ地ノ回
轉ニ生ズトシ、恒星ミナ不動ニシテ火體ナルコト太陽ニ同ジトス、歳差
ハ地輪ノ變動ニ生ジ、地輪ノ變動ハ地輪ノ南北ニ偏ナルニ生ズトシ、地

球ノ偏ナルハ又回轉ノ勢ヨリ生ズトス、コレヲノ測術ソノ精密ヲシルベシ、梵・漢・倭ノ及ブ處ニアラズ(天文篇 二七節)

と斷じ、更に地動説や、諸惑星觀測の基礎は、引力重力に依るとなし、

西人ノ地動ヲ言ノ基キ、又諸天五星ヲ視察シ、測量スル處ノ基ハ引力・重力ニアリ、引力ハ其一星ヘ引トルノ氣ヲ云ナリ、重力ハ源ヲ造化不測ノ中ニウケテ、用ヲ世間萬事ノ表ニ施ス、天ハ是ヲ得テ清ク、地ハコレヲ得テ濘ク、水火是ヲ得テ昇降シ、山澤コレヲ得テ氣通ジ、人類萬物是ヲ得テ安泰ナリ、(コノ間ニ註アレド略ス)凡上下位ヲ分チ、高卑ノ品ヲ分ツモノ、ミナ此力ニヨラズト云モノナシ(天文篇 三〇節)

と述べ、尙詳しく説明して居る。翁は最後に、

目ニ見ル所ノ恒星ハ、ミナ太陽ニシテ繞ルコトナシ、恒星ノ内トイヘドモ、大星ニ近キ星ハ、大星ニ引

カレテメグルナリ唯我地球ノメグルニヨリテ、他ノ陽星ヲ繞ルト思フナリ。(天文篇 三四節)

といつて居るのである。以上は翁の地動説の極概要である。此説は決して翁の獨創ではない、蘭學から受けたものであるのは無論であるが、翁が當時何人も未だ言はない所を唱道した點は、賞讃せねばならぬ。尙自分は下に地動説の起源を述べ、延いて翁の所説の來由をも併せていはうと思ふ。

西洋の天文學は古代埃及に於て發達し、次いで希臘に入つてから一段の進歩を遂げ、地球の圓形、月の日光反射説などは、紀元前六百年、希臘タレス既に之を唱へて居る。後ピタゴラスやアリストートルは太陽系を論じて居る。然るに、羅馬帝バトリシアン及アントニオの世になつて、ブレミーの地靜説出で、果ては地球圓形説さへ影を没するに至つたのである。後世に及び、漸く西曆千四百七十三年、コペルニクス波蘭に出で、地動説

を復活し、其後丁抹のチコーブラツへ、伊太利のガリレオ二氏を初め、千六七百年代に英吉利のニュートンに至つて、地動説は確乎不拔の定説となつたのである。此ニュートンの後に英國にまたゲル出で、千七百四十年「曆象新書」を著し、其説を祖述したのである。此等の西洋星學發達史については、翁も此天文篇第二十八節に述べて居るのである。

翻て我日本に於て地動説の唱道は如何といふに、此説を最も早く我邦に紹介したのは、本木良永の寛政初年に成つた「太陽窮理了解説」があるといはれてゐる。更に稍後れて志筑忠雄の「曆象新書」の大冊の著譯がある。此譯書は三編より成り、上編は寛政十年六月に、中編は寛政十二年十月に、下編は享和二年十月に完成されたものである。本書は前にいつた英國のゲル、即ち同國オックスフォード大學天文學教授のジョン・ケールが、西曆

千七百年にラテン語で書いた天文學書を、後千七百四十一年、ベルリン王立學士院會員で、和蘭ライデン大學天文數學の教授の、ヨハン・ルロフスが蘭譯した本の一部を邦譯したものである。尙翻譯とはいふものゝ、原文に甚だしい増刪を施したばかりでなく、譯者自身の見解をも附け加へたといはれてゐる。兎に角、志筑忠雄は此譯書に於て、地動説に賛意を表してゐるのである。

上記本木、志筑兩人の所説を以て、地動説の創唱者とせられてゐるが、自分は之に對して聊異見を有する。本木の所説は寛政初年に出來た和蘭の翻譯で、且永く篋底に秘せられて公にされずにあつたのが、漸く後世大正年間になつて世に出されたのである。又志筑の著述も寛政末年に出來た和蘭書の翻譯で、蟠桃翁も「夢の代」の引用中にも載せてあるから、翁も讀

まれたのは明かである。尤も蟠桃翁の「夢の代」は、享和二年から稿を起して文政三年八月に脱稿したのであるから、少し時代が遅い様であるが、元來此書は元「宰我の償」といつて、一旦以前に成稿したのを、更に補訂刪修を加へ、題名を改めて再び成稿したものである。此事は其自叙にも明記してある。殊に初稿本の「宰我の償」の中には、寛政以前の記事も書いてある。それで蟠桃翁の地動説は、亦享和以前寛政頃のものとするべきである。蟠桃翁の所説は無論和蘭學説の影響であるが、上記の本木、志筑兩人と殆んど同時である。又司馬江漢は其著「春波樓筆記」(文化八年)の中に、今西洋の天學、萬物の窮理を以て考ふるに、天地の中、一つとして靜まる者更になし。日輪、五星、地球、月皆動き旋り一刻も留まらず。といつてゐるが、これ亦同時代の唱道で、同じく和蘭學説の影響であるの

は無論である。それであるから地動説創唱の前後論についての断定は、餘程慎重を要する問題で、輕率に速断を許され無い。尙後の研究を俟つべきものである。依て自分は此問題については、暫く差措いて置かうとおもふ。然し自分は蟠桃翁を以て、地動説の確信唱道者最初の一人であるとして、特に茲に顯揚しようとおもふ。其理由は、本木、志筑兩人は勿論、司馬江漢共に、地動説の唱道についての態度が、餘程蟠桃翁に比べて懸隔がある様に自分には認められるのである。それは本木、司馬兩人は只和蘭學説を翻譯し紹介したに過ぎないし、志筑は前述の如く、地動説を支持し之に賛意を表してはゐるが、尙一方に於て天動説の存在理由をも承認しようとしてゐる。地動説を主張して全然天動説を排撃するのではなく、「地を以て靜體とするものは亦命あればなり」といふ様な曖昧な言葉を使用してゐる。

彼は天動説は「觀象」に基くものであり、地動説は「察理」に立脚した論議であると結論してゐるのである。

要するに志筑の結論は極めて曖昧である。地動天動兩説を調和せんと試みた様である。此は當時異説禁制の世に於て、全然天動説を否認する事は困難であつたから、彼は恐らく斯る折衷説を行はんとしたものであらう。之に反して蟠桃翁は、斷然地動説の正しい事を主張し、正々堂々と其所信を述べて其確信を公にし、毫末も未熟な言辭を用ひてゐない所は、實に感歎に堪へないのである。前に掲げた凡例の文を見ても、其自信の程が窺はれるのである。

本邦に於ける最初の西洋天文學は、支那明末から清初へかけて生存してゐた彼土福建省建寧の人遊藝(字子六)の著、「天經或問」を専ら祖述した

ものである。蟠桃翁も、「夢の代」引用書目の最初に此書を掲げて居るし、又天文篇の所々に此書を引用して居る。抑支那へ西洋の天文學が入つたのは、耶穌教宣教師の力で、西曆千五百八十三年(明萬曆十一年、日本天正十一年)、以太利人利瑪竇(Reci, Matteo)の北京に來たのを初とする。此人は千六百十年(明萬曆三十八年、日本慶長四年)五月十一日、彼地で死んだ。年五十八であつた。「天經或問」に支那へ來た西洋天學家を、此利瑪竇以下龐迪我(Pantoja, Diego de)まで十人の名を掲げて居る。此龐迪我は西班牙人で、千五百九十九年(明萬曆廿七年、日本慶長四年)に支那へ來て、千六百十八年(明萬曆四十八年、清太祖天命三年、日本元和四年)一月澳門で死んでゐる。年四十七である。それで遊子六の「天經或問」は、其後の著述であることは確である。恐らく支那に於ける最新の天學書であつたであらうと思はれる。我日本に於ては、西川如見の子正休が、父の歿後江戸へ來て此書を講

述して居たのを、幕府の侍醫長尾分哲が懇請して、之に句讀を施し、享保十五年に出版したのである。先是歐洲では、地動説は既に學界の定説となつて居たが、舊教の傳道師のみは依然古説を墨守して居たやうである。それで舊教徒の著述たる「天經或問」も亦「天動地靜説」で、

天體如碧瓌、透映而渾圓、七曜列宿、層々運旋以裏地、地如彈丸、適天之最中、永靜不動而四面人居焉。

と記してある。本邦では、伊太利人シローテの大隅に上陸したのを江戸に拘囚し、新井白石をして其言を録せしめて作つたといふ本邦西洋流地理書の嚆矢たる「采覽異言」にも、

西人輿地之説、曰天形渾圓、地居其中海水相附、共爲圓體、猶鷄子中黃、孤居青內唯天包于外、旋轉不息、地凝于內、確定不動、而上下四旁、皆

有人居焉。

とある。シローテも舊教宣教師であるから、地動説をいはなかつた様である。然るに、後に至つて三浦梅園は、多年觀測實究の結果、日靜地動に疑を抱いたから、之を其推重せる麻田剛立に質したが、其時には剛立も、未だ明答を與へる程の學力も無く、且支那の天文學者は、前にも述べた如く地靜説ばかりであつたから、已むを得ず、梅園は、其三十一歳の時起草し、二十三年間に二十三回も改稿して成つたといふ自著「玄語」(安永四年版稿)にも、天は虚にして動き、地は實して止る。

と記してゐる。然るに此梅園は、後五十四歳の時、長崎に於て松村安之丞(翠崖)から地動説を聞いて、其著「歸山録」に於て僅に、

西洋百年來の説は日動くに非ず、地止まるに非ず、日よく止り、日の外

なる者、皆動いて日を周る。

といつて居るのである。梅園は斯く地動説に意を留めたに拘らず、未だ斷乎として其所信を確立するに至らなかつたのは、實に惜しむべき事である。然るに梅園、剛立二人と時を同じうした本木良永、志筑忠雄、司馬江漢、山片蟠桃の四人もが亦、地動説を唱道したのは、既に前に述べた通である。又蟠桃翁は蘭學や天文學を麻田剛立に學んだ事も前にいつたが、此師剛立は、三浦梅園の師綾部綱齋の二男で、豊後の出生である。尤も梅園は郷國に在り、剛立は國を去つて大阪に住して居たのである。蟠桃翁の天文學は、直接其師剛立から受けたのである。間接には他の人々からの感化や影響があつたであらうが、他の人々が未だ斷乎として地動説を發表するに至らなかつたにも拘らず、翁が制禁の世に毅然として論證と確信とを以て

一毫の疑念を抱かず、此地動説を天下に詳細發表したのである。當時は異説や新奇説を唱へ出でたならば、直に嚴罰に處せられ、或は身首處を異にするやうな悲惨な目に遭ふかも知れない危険極まる時代である。斯る際に唱道した翁の壯絶な態度でも、其人物の偉大其信念の卓出してゐる事が想ひ遣られるのである。

以上述べた所で翁の天文學、殊に其地動説の概略がわかつたとおもふ。翁は宇宙天體の構造について、自然科学的の正確な知識を持つて、地動説の確信を公表したが、これは翁の識見の一端を示したに過ぎないので、尙此以外に翁の新知見は澤山存在してゐるのである。翁は其天體論に續いて、地球上に於ける地理的知識について、博大な世界觀を示してゐる。其は第二卷地理篇に見えてゐるのである。

徳川初期三代將軍家光以來、幕府は鎖國政策を採り、諸外國に對して日本の門戸は堅く閉されたが、翁の時代には露西亞、亞米利加、英吉利等の諸國は、南北から我邦の近海に肉薄しつゝあつた。露國の東洋侵寇は、已に早く十六世紀以來開始され、彼得大帝の頃から一層激烈となつて來た。又亞米利加は太平洋捕鯨業の發展に依り、本邦に開港を求めて來た。尤も翁の時代には、日米兩國の直接關係はまだ起らず、二十有餘年後に生じたのである。然し米國の商船は、寛政九年以來和蘭の傭船として、屢長崎に入港してゐたのである。更に英吉利との關係を見るに、翁の活躍してゐた時代には、已に兩國間には頻繁に交渉が開始されてゐた。彼邦は早く慶長元和の頃、我平戸に來つて貿易に従事してゐたが、元和九年に平戸の商館を閉鎖して引上げてゐたのである。其後寛永十四年に、本邦では鎖國政策

を実施するに至つたのであるが、尙彼は互市貿易再開を願つたのである。翁は斯様に幕末の對外關係が漸く急を告げんとする時代に生存してゐた。露、米、英三國の東亞侵略は、我鎖國政策實施以後着々と進められ、翁の時代には愈我に肉薄し來つたといつてよいのである。斯る狀勢の下に、當時の我國民の中には、世界諸國の認識を深めんとする要求の起つたのは當然である。

翁の時代以前に、既に西洋諸國は勿論、大東亞諸邦に關する地理的記述の典籍は、相次いで現はれてゐた。其最早いのは西川如見の「華夷通商考」や、新井白石の「西洋紀聞」、「采覽異言」などがある。然し歐米諸強國の勢力が我近海に迫りつゝあつた安永・天明・寛政の頃には、我國防上の必要から此種の書籍は續々と現はれ、我國民の對外知識は、從來に比して急速

に深められたのである。斯る状態の下にあつて、翁が、世界各国に關する地理的知識に、無關心であるべき筈は無かつたのである。翁が「夢の代」に引用された書物を見ても、「采覽異言」以下諸種の地理書が認められるが、これを以ても翁の博覽と其地理的知識とが推知されるのである。

翁は、世界の五大洲は皆西洋人の發見命名したもので、尙各國の名稱も亦彼等の命名に従ふが、これは耻づべき事であるといつてゐる。即、

西洋人天下ヲ巡リテ、見出ス所ノ大洲三ツ、曰亞細亞洲、曰歐羅巴洲、曰亞弗利加洲、後又二ツ、曰亞墨利加洲、曰墨瓦羅爾加洲、是ヲ五大洲ト云ナリ、ミナ西洋人ノ見出ス所ニシテ、五大洲トスルモ、又國々ノ名ヲ付ルモ、ミナソノ命ズル所ナリ、故ニ天竺トイヘドモ、漢土トイヘドモ、我大日本トイヘドモ、皆是西洋人ニ名ヅケラレテ、印度トシ、支那

トシ、一ヤツパントス、耻ベキニアラズヤ。(地理篇一六節)
と述べ尙進んで、

タトヘバ日本ノ如シ、此名ハ我國ノ本名ナリ、シカルニ漢土ヨリ倭ト云名ヲ付ル、我國人心アルモノハコレヲハヅルトイヘドモ、漢文字ヲ用ユル國人ニ向テハ、倭ト云ハザレバ通ゼザルナリ、又西洋及萬國人ニ對シテ、日本ト云テハ通ゼズ、然レバ「ヤーパン」ト云ザルコトヲエズ(中略)
口惜キコトニアラズヤ。(地理篇一六節註)

といつて、世界各地の名稱が其地各自固有の稱呼では通ぜず、歐羅巴人の命名に據らねばならぬ状態にある事を浩歎してゐる。此は吾々も至極同感である。斯く現下の和稱唱用、外稱全廢の聲が、夙に翁に依つて絶叫されてあつたのは、誠に嘉すべき次第で、これでも翁の識見の卓越せる一端が知

られるのである。更にその亞細亞洲のうちに、大日本をはじめ支那、韃而
鞏、以下の諸國を列擧記述し、尙南洋諸地をも掲げてある。此等南洋の諸
地が亞細亞の部に記述列擧されてゐることは、大に注意すべき點で、現時
の大東亞共榮圈の抱負、方針を、百年以前に翁が保持してゐた事がわかる。
實に其先見の明に驚くのである。此の如き方法で、翁は他の歐羅巴、南北
兩亞墨利加の諸國をも列擧してこれに説明を加へ、其居ながらにして世界
各地の狀勢を知り得る感激を最後に述べて、

各國ノ開ケ始メシヨリ、ミナ我國ノコトヲ海島深山ノコトハシラズシテ
アリシニ、後世ニ生レタルモノハダン／＼ニ發明シテ、其智遠キニ及ビ
テ、天地ノコト明ニ、殘ル限モナクシルシタルヲ、居ナガラニ論說スル
コト、幸ニアラズヤ。(地理篇
一六節)

といつてゐるが、翁の地理的知識が、今日から觀て極めて幼稚であつたに
しろ、徳川鎖國の世に世界各國の地理を、斯くの如く記述した事は、當時
に於て其知識の淺薄でなかつたのを立證するのである。加之翁は露國が彼
得大帝以來其東侵の策を逞しうして、遂に「カムチャツカ」の地まで侵入
して來たことを指摘して、

ツヒニ我國へ商船ヲ通ゼンコトヲ願フテ、漂流人ヲ送リテ我國ニ媚ブ、
其内心ハ計ルベカラザレドモ、言辭ヲ卑クシ信ヲカタクシテ來ルコトナ
リ(中略)我輩ノ湖水ニ舟ヲ泛メテ、膽ヲ冷シ恐怖スルト同日ノ論ニアラズ、
ソノ大膽不敵イカナルモノゾヤ(中略)セメテハ外國ヨリ我國ヲ侮ラヌ備へ
コソ有タケレ。(地理篇
一九節)

といつて、翁の炯眼早くも其南下侵略策についての警戒を痛論せるは、偉

とすべきである。

翁はまた葡萄牙、西班牙、佛蘭西、英吉利、和蘭等歐洲諸邦が、亞細亞の各地に其屬領や植民地を作りつゝある事を注意し、

カクノゴトク、歐羅巴國々ハ外國ヲ奪ヒ屬國トシ、代官ヲ置テ是ヲ治メ、諸國通商ノ便トス、今專ラ我國人ノ知ルモノハ「ホルランド」ノ「ジャガタラ」ヲトリ、城ヲ築キ守ルガゴトキナリ、是ヲ以テソノ底意ヲ考知ルベシ、恐ルベキニアラズヤ。(地理篇 二〇節)

といつて、其蠶食の威を逞うせるを注意してゐるのである。又翁は最後に於て、

「アメリカ」人ハ極メテ愚ナリ、「エウロツバ」人ハ奸智多シ、「エウロツバ」人「アメリカ」ニ往テ、案内モシラズシテ到リ其地ニ糧ヲ乞、人

夫ヲカリ荷物ヲ運バセ、國王ヲ質トシ案内者トシ、直チニ財寶多キ地ヲエラミテ、ソノ地ヲ横領ス、ミナ其時々ノ即智ヲ用ユ、「アメリカ」人防ダアタハズ、時ニヨリ國人大ニ群ヲナシ、謀ヲメグラシ、是ヲ取カヘスコトアリ、(中略)西洋人ハ奸智ナリトイヘドモ、博識強記、知巧ニオイテハ及ブベカラズ、シカルニ武ヲ以テ國ヲ治メ大國ニ侵レザルモノハ「イギリス」ト我日本ノミ、コ、ヲ以テ天下ニ敵ナシ、加フルニ我金銀・銅鐵・米穀ノ多キヲ以テス、ユエニ萬國我ヲシタヒ、互市通聘ヲ乞トイヘドモ、免許ナキハ古今ノ良計ト云ベシ。(地理篇 二五節)

と論述して、歐人の奸智にして其米國の原住民征服手段を論じ、獨我大日本帝國が當時の強邦英吉利と相對立せる旨を述べ、我邦の鎖國政策を古今の良計と謂うてゐるのは、當時の大勢から觀察した所で、強ち迎合論では

なからうとおもふ。

要するに翁の地理論は、當時の歐洲諸國の東洋進出を以て、大に警戒を要すと説き、更に世界各地の地名が、彼等の稱呼せるものに準據せざれば通用し難い状態にあることを、痛憤してゐるのである。西洋諸國の東洋侵略の警戒を論じた人は、翁以外にも多數ある。然し文政初年に成つた翁の名著「夢の代」の中にも、以上縷述した様な國防的見地から、世界の地理的論述を行つてゐる所は、決して吾々は見逃してはならないのである。

歴史論

翁は日本歴史に對しても造詣深かつたのである。「夢の代」引用書目三百八十有餘種の中に、如何に古典や史籍に關係のものゝ多いかを見れば瞭然たりである。翁の歴史論は「夢の代」第三卷神代篇、第四卷歷代篇及第七卷經論篇に論述してある。翁は蘭學の研究に依つて、自然科学的の知識を以てし、更に、合理主義的思想を持し、一切の超越的神秘的なものを破却せずんば止まない氣概を有した思想家であつたから、其歴史觀も極めて旺盛な批判的態度を持して居るのがわかるのである。翁は「夢の代」凡例

中に、

神代ノ部ニハ、古往傳來ノ説ヲヤブリ、(中略)歴史ノ部ニハ國史ノ謬誤語ヲ刺リ、ツヒニ我神祖(家康)ノ事ニ及ブ、カヘス_レモ恐ルベシ、故ニコノ書人ニ弘ルコトナカレ。

とあるが、此の宣言標榜でも明らかに推知出来るであらう。

翁は神代篇に於て、從來の神道家や、國學者の見解を批判してゐるが、先づ其卷頭に、

日本書紀ハ舍人親王、及太ノ安麿等ノ五臣ニ勅シテ著ス所ニシテ、本朝第一ノ正史也、淺學ノ兒輩ナンゾ是ヲ議セン、然リト雖疑シキハ疑ヒ、議スベキハ議ス、即チ天下ノ直道ニシテ、我私ニ非ズ、殊更ニ此書ミナ古説ヲ用ヒ、又側ラ一書ニ曰ヲ以テ諸説ヲ引キテ參考ヲ博クス、然レバ

皆是其受ル所アルノ説ニテ、自ラ作り玉フニモアラザル也、舊事紀ハ厩戸太子、及馬子等ニ詔シテ作ル所ト云傳フ、又馬子ノ序文アリト雖、コノ書後世ノ偽作ナルコト明カナリ。(神代篇一節)

と述べ「疑シキハ疑ヒ、議スベキハ議ス、即チ天下ノ直道ニシテ、我私ニ非ズ」の語は、翁の批判的態度を明言してゐるのである。此態度を以て翁は、神代史を論述するのであるが、而も天地創造説等に就いて中世の一條兼良より近世の渡會延佳、山崎闇齋、白井宗因、多田義俊、賀茂真淵、當時の本居宣長其餘の人々に至るまでの諸學者の所説を悉く妄説牽強の解釋だと論破して、最後に次の如く説いてゐるのである。

ア、神道ヲ學ビテ其博學ト見ユル人モ、此處ニ至リテハ、何故ニ斯ノ如ク愚ニナルヤ、又佛ヲ學ブ者モ同ク三世因縁ノ虛妄ニ惑ハサレテ愚トナ

ラザルハナシ、其中ニ大中至誠ニシテ動かザルモノハ、儒ニ如クハナカルベシ、コレ余ガ輩儒ヲ學ビ漢土ビイキヲシテ牽強スルニ非ズ、三代ノ直道ト、正直ノ頭ニヤドリテ論ズルノミ。(神代篇 一節)

翁の神代史研究は、直道と正直を以て、直實を見出さうとした事はわかる。翁は古典の記述と雖も、疑ふべきは疑ひ議すべきは議して、真正な實證を以て、合理的に是認し得るものゝみを探る主義方針であつた事が知られる。之が翁の歴史研究方法の特質である。翁はまた曰はく、

神學者曰、儒者漢學ヲナシテ神道ヲ蔑如ニス、佛說ヲ以テ説クニシカザル也、漢ヲ學ビテ日本ヲ學バザルハ日本ノ罪人ナリト、然ニ漢ヨリ遠ク且僻ナル梵法ヲ學ビテ神ヲ習合ス、日本ノ罪人はヨリ大ナルハナシ、諺ニ曰、自糞ハ臭カラズト、笑フベシ、願クバ神教ノ如ク正直ノ頭ニヤド

リ、知ハ知ルトシ、知ザルハ知ザルトシテ、神代ノ直道ヲ以テ行ヒタキコトナリ、余不敏ト雖、神代ノ卷ニ疑ヲ入レ、神學者ノ妄說愚陋ヲ正サントス。(神代篇 一節)

と、斯の如き理性主義、事實主義を以て研究せんとした事は、當時國學者の歴史研究が、一般支配的であつた際、異色なる研究態度として實に注目すべき所である。

翁は已に述べた如く、蘭學を學んで地動説をさへ信奉した人である。翁が一切の現象を合理主義に立脚して觀察せんとすることは、極めて自然のことであるが、神代史研究に合理的態度を採つたのは翁が最初ではない。翁以前に、已に新井白石が居る。然し、翁は此先進に對して讚意を表してゐない。即、

白石氏古史通ニ、神代ノ地名ヲ多ク常陸ノ國ニテ證ス、誤中ノ誤ナリ。

(歷代篇、二)
(二節割註)

とあるのもわかる。翁の批判的態度は先驅者たる白石に對してさへ痛烈を極めてゐるのである。翁は竹山、履軒兄弟に師事して儒學を學んだのであるから、其歴史觀のうちには、儒教的、道德史觀が深く入り込んでゐる。經書ハ己ヲ脩シテ人ヲ治ムルノ教ニシテ、學者ノ第一ニ學ブベキハ勿論ナリ、己レ人タルノ大道コノ外ニ何ヲカ求メン、コレニ繼モノハ歴史也、歴史ヲ以テ古今ノ興廢ヲ考ヘ、善ハ興リ惡ハ廢シ、ミナコレ經書ノ教ヲ事實ニ證スルナリ。(雜書篇
二二節)

といつてゐるのは歴史は單に勸善懲惡の爲めのもので、經書の教を事實に證するものに過ぎないとし、歴史に對して未だ純然たる獨立の地位を與へ

ず、儒教的道德の手段とされてゐるのである。それであるから天文學や、地理的知識に於ては翁は新しい見識を示してゐるが、歴史に關する思想は、合理主義を以て解釋しようとしたに拘らず、傳統的な儒學の思想を出でないのである。翁には未だ自然觀と、歴史觀とは、個々別々のものとして、互に孤立した儘に残されてゐる。只僅に日本古代史研究に於て、自然科学の實證的方法に依る確實性を求めようとする傾向が認められるが、歴史全體については依然として儒教的道德史觀を示すに過ぎないのである。之は徳川時代に發達した蘭學が、日本人の自然科学の分野には博大な新知識、新思想を誘導したが、文化科學の分野には、未だ直接的影響を與へる所が極めて少なかつた爲めであらうとおもはれる。然し翁が歴史の解釋説明に當つて、超越的、神秘的、非合理的なものゝ存在を許すまいと努力した所

は、一方に近世思潮の一般傾向に負ふものがあると同時に、他方にまた蘭學の影響に依る合理的思想が存在すると考へる。只當時の蘭學が、直接文化科學へ影響を與へなかつた爲めに、合理主義的思想が、歴史の分野に向つて極めて微力であつた。それで一般歴史の解釋説明に、新しい見解を與へずして、依然として儒教的道德史觀の中に徘徊してゐたのであらうと察せられるのである。

翁は前にもいつた如く、新井白石の神代史研究に對しては讚意を表せず、彼の著「古史通」及「古史通或問」の所説には全然反對を唱へてゐるにも拘らず、同じ著者の「讀史餘論」や「藩翰譜」に對しては滿腔の讚意を示してゐる。此兩書は、翁の先驅者たる白石の名著であるが、兩書共に徳川家康以後の代々に對しては、全く批判的態度を棄て、最大の讚辭を呈してゐる。

之は彼が當時の將軍の侍講であつた境遇から然らしめた所であるが、翁は大阪商家の番頭で、一町人である。身分や境遇が全然異つてゐる。然るに翁は亦白石と同様に、家康に對しては絶大の讚辭を呈し、豊臣秀吉に對しては姦雄と稱して憚らざる程に惡罵を以てしてゐる。其は、

唯天下ニ秀吉ノ憚ルモノハ、神君ノミュエニ、長子秀康卿ヲ養子トシ、
妹ヲ以テ神君ニ嫁セシメ、ツヒニ母ヲ以テ質トシ平ヲ求ム、神君ノ秀吉
ヲ畏ル、ニ非ザレドモ、天下蒼生ノ苦シミヲ恐レテ、コレニ和シツヒニ
上洛シ玉フ、秀吉ノ姦雄ト雖、常ニ崇敬シテ賓客ノゴトシ、死期ニ臨ン
デ孤ヲ托スルニ至ル、神君一度孤ヲ寄ラレ、豈是ヲ奪ノ心アラシヤ、只
行ト事トヲ以テコレヲ示シ、謳歌訟獄秀頼ニユカズシテ神君ニユク、加
ルニ石田ノ反ヲ以テス、止コトヲ得ズシテコレヲ退治シ玉フ、ソレヨリ

天下ノ諸侯ミナ命ヲキ、江戸ニ朝シ、淳々然トシテ勅命下ル、コ、ニオ
イテカ天下ノコト神君ヲステ、誰ゾヤ、浪華ノ役ト雖其願ヒ玉フ所ニア
ラズ、庶クハ秀頼母子ノ改ンコトヲ、然ル時ハ長ク天下ノ賓トナリテ、
周家ノ宋趙、宋氏ノ柴氏ノゴトク、諸侯ノ上ニ位シテ百萬石ノ地ヲタモ
ツベキヲ、是其ネガヒ給フ所也、然ルニ天下ハ秀頼ノ私スベキニアラズ、
此トキ秀頼ニ譲リ玉ハンニハ天下再ビ亂ルベシ、ユエニ命ヲ請テ天下ヲ
有タセ玉フコトハ、スナハチ湯武放伐ノ心ナリ、況ヤ秀頼ト君臣ニアラ
ズ、位三公ニ居ルモノヲヤ、アニ匹夫匹婦ノ諒ヲ以ル如クナランヤ(中略)
唯我神君ノミ天命行事カネツクシテ、一生其意ニミタズシテ、願望アラ
ズシテ天下自然ト流レ込ムモノハ、其信義ノ顯著、武徳ノ盛ナルモノカ、
織田・豊臣ノ兩豪カツ慶長ノ奸賊、ミナ神君ノタメニ驅ルモノト云ベシ。

(歴代篇)
五節

とあるのでわかる。翁は尙進んで家康の謙遜や、其三代の間の賢徳を謳歌
し、又徳川氏を援助した政治家達に對しても、非常な賞讃の辭を述べてゐ
る。

我徳川家ノ興リ玉フヤ、名臣アゲテ數フベカラズ、井伊・本多・酒井・
榊原・大久保・板倉・土井・安藤・阿部・奥平・肥後侯・伊豆侯ノゴト
キ、列ヲナラベテ明君ヲ輔佐ス、興ラザラント欲ストイヘドモ得ベカラ
ズ、近世ニ至リテ、越中侯有、萬民升平ノ久シキニ淫溢シテ、泰否所ヲ
カヘントスルノ世ニアタリテ、泰ノ九二ニ引戻サル、功勞才徳カネ備ハ
ル、ア、盛ナル哉、當朝ノ人ヲ得サセラル、コト、萬古類ナキヲシルベ
シ。(歴代篇)
六節

此の賞讃謳歌の態度は、一方では當時の時勢下に於ては、止むを得ない所で、全く迎合的と認められるのであるが、又他方では翁の師事した中井竹山の所論に影響されたのであると考へる。竹山の所論は其著「逸史」の中に見えて居るので、書中には家康一代の事蹟を詳記し、間々論贊を附してある。而も此書は幕府に上つたものであるといはれてゐる。翁が其師説に影響されたのは當然である。強ち迎合論とのみいふ譯にはいかぬとおもふ。尤も、斯くの如き賞讃謳歌論は、早く新井白石が「讀史餘論」や「藩翰譜」に唱へてゐて其先驅をなして居るけれども、翁の所論は、決して此先驅者白石からで無く、寧其師竹山から、直接感化影響を受けたと見るのが正當な見解であると信ずる。

翁は日本帝國の尊嚴を唱へ、外國の壓迫を國民に反省せしめ、強硬外交

が國家安泰の唯一方針である事を切言してゐる。即、

神武以來二千四百年動カザルモノ是日本也、寔ニ萬國ニ秀テ尊ムベキ所

カ。(歴代篇
三節)

武ヲ以テ國ヲ治メ、大國ニ侵レザルモノハ(中)我日本ノミ、コ、ヲ以テ

天下ニ敵ナシ。(地理篇
二五節)

外好ハ北條氏ノ古例ノ外ハアルマジ、「小不_レ忍則亂ニ大謀_ニ」コ、ニ忍バズシテ後ノ禍ヲ引出サンヨリハ、外國ノ使ヲ追カヘスベシ、肯ハザレバ殺スベシ。(歴代篇
三二節)

などの言を以て、其意を知るに足るのである。然るに此尊嚴なる日本を世の學者が疎かにせんとする傾向あるを憤慨して、

都テ學者タルモノ、漢土ノコトノミヲ玩ビテ吾國ノコトヲ疎ニス、(中略)

江戸ノ學者多ク吾東方ト稱スルコト、淺ハカナルコトナリ、天下ノ人ミ
ナ我國ヲ中トス、自カラ東方トスルハ何ノ謂ゾヤ。(雜書篇
九節)

136

といつて、古來豐蘆原之中國・千五百秋瑞穂國・浦安國・秋津洲などの本
名があり、又後改めた日本國といふ美稱あるを度外視せるを痛憤し、進ん
では、

制度文物ハ、漢土ノミ宜キニアラズ、日本ハ日本ノ制度風俗アレバ、他
國ノ法ヲ用ヒテ我邦ノ法度ヲ犯スコトハアルマジキコト也、只文ニノゾ
ミテ風雅ニセンガ爲、又ハ我國法風俗ヲ鄙トシテ、無理ニ漢土ヘ引ツケ
ントスルコトハ、學者ノ通病ナリ。(雜書篇
九節)

といつて、我傳統的制度風俗の尊重すべきを強調して居る。尙翁は、鎖國
政策を古今の良計といつてゐる事は已に前にも述べたが、これは當時の状

勢から見て、強ち迎合論で無いと云はねばならぬ所であらう。翁が開國進
取論を唱道するに至らなかつた事は、當時天下の狀勢が其處まで緊迫して
ゐなかつたので、未だ進取開國政策を産み出す迄に立到つてゐない爲めに
因るとおもふ。此開國進取の政策は翁の死後に到來した形勢の緊迫化が産
み出す地盤を呈出したと考へられるからである。

137

翁の社會經濟觀は尋常凡庸のものではない。其卓出した意見は「夢の代」第五制度篇後半、第六經濟篇を初め、其他二三の文献に依て窺知する事が出来る。翁は「夢の代」の凡例に於て、

制度經濟ハ、コレ亦其位ニアラズシテ其政ヲ議スルモノナレバ、恐ルベキモノカ、然レドモ徂徠・太宰二先生ノ經濟錄・政談・獨語ノ類アレドモ、世ニ行ハル、ヲ以テ見レバ、公ノ御心ハカクノゴトクソレ狭小ナラザルモノカ、寛仁ノ至リニ浴シテツヒニ大言ヲ吐クモノハ、上ヲ恐レザ

ルノ甚シキナリト雖、幸ニシテ我罪ヲ免レシメヨ、金銀米錢ノコトヲタタミ云フコトハ、當世ノ經濟ハコ、ニ在故ナリ。

と述べて其抱負の一端を示してゐる。本書に於ては第五制度の篇と、第六經濟の篇とは條目に於て截然と分類してあれど、其内容は殆んど彼此混同して二者の區別を見ることは出来ない。これは徳川時代の學者に於ては殆んど皆免かれ難い通弊であるから、之を本書にのみ咎める譯にはゆかぬのである。翁の經濟思想については、已に斯道の諸學者に依て研究されて世に發表されてゐる。古くは文化年間に成つた海保青陵の「稽古談」や「升小談」の二書に詳しく記るされてあるし、近年では經濟學博士本庄榮治郎氏は、先には「近世の經濟思想」正續二冊（昭和六及、十三年刊）に、後には「最近日本經濟思想史研究」（昭和十七年九月十日刊）に「翁の米價論」を論述されてゐるし、又經濟學

士土屋喬雄氏は先には「經濟學論集」第一卷第三號(大正十二年二月十五日刊)に「舊仙臺藩に行はれたる買米制度」といふ論文を公にせられ、後には「近世社會經濟學說大系」本の「山片蟠桃集」(昭和十一年五月十日刊)解題中に「翁の社會經濟思想とその批判」が詳述され、尙最近には「日本の經濟學者」(昭和十一年七月刊)の中に翁の經濟學說が紹介されてゐる。此等は何れも皆其専門の立場からの論究で必讀の好文である。今自分は全く専門外の事に屬するから此等諸氏の論文を參考して、翁の主著「夢の代」を骨子とし傍他の著作文獻に依つて、聊翁の經濟上の思想を記述する事にした。

翁の經濟思想を述べる前に、先づ翁の主家と仙臺藩との關係をいつておく必要がある。翁の主家山片家即、升屋平右衛門は仙臺藩を初め其他二三の東北諸侯の藏元である。此事は已に傳記の條下にも其概要は記るしてお

たが、今茲に更に少しく記述せねばならぬのである。

蟠桃翁が、東北諸侯、就中仙臺藩の藏元銀主となつて其敏腕を振ひ、財政整理を仕遂げた事蹟については、已に古く海保青陵の「稽古談」(文化十一年成)や「升小談」(文化十年成)に詳細に見えて居る。此二書共に故瀧本博士編纂の「日本經濟叢書」第十八卷(大正四年十一月十日刊)や「日本經濟大典」第二十七卷(昭和四年六月二十日刊)に收載して出版されて居る。翁の事蹟を知るには貴重すべき資料である。又前掲の土屋學士の論文や著述にも詳述してある。これも亦參考すべきものである。

翁の主家山片平右衛門が、正式に仙臺藩の藏元となつたのは寛政十一年(二四)からの事で、翁の五十二歳の時からである。然し尙二年以前の九年頃(五九)から餘程深い關係が成立つて居た事は小松新治著「古傳秘録」(天保四年成、宮城圖書館所藏)

に、

當御藏元升屋平右衛門儀寛政九年御藏元に被成下候様奉存候。

とあり、又「夢の代」第二地理篇の第十節に寛政九年春奥州に下つた事が見えて居るのでも知れる。尤も仙臺藩と山片家との関係は、尙少し古い様である。それは早く寶曆年間に始まつたのである。此寶曆年中に仙臺藩の屋敷が大阪の幸町に出來た節、翁即、升屋小右衛門が初めて「調達金御用」を勤め、此以後屢藩は其財用方の役人を大阪へ遣し、金の調達を頼ましめるのが例であつた。當時天下の諸侯は殆んど一齊に財政窮乏に陥つてゐたから、何れも皆多少富商から借金して、漸く其財政を賄つてゐた。特に大阪には此に關係した富商が多かつたのである。仙臺藩も亦其例に漏れず、藩祖政宗の代から京都の富豪で、山片家と姻戚であつた大文字屋即、猪飼

家との間に此關係が始まつてゐたが、前にも傳記の條に述べた如く、此大文字屋に代つて藏元銀主となつたのが、此山片家即、升屋である。爾來蟠桃翁が仙臺藩と主家との間にあつて、理財の敏腕を振つたのである。主家升屋は、後安政三年(三五一六)九月仙臺藩が、大阪銀主仲間に信用を失墜して遂に同藩の藏元をやめ、國元の富商中井新三郎がこれに代る迄六十年間、即翁の歿後約四十年間其關係は繼續したのである。此關係の事柄については「文化十一年戊辰大松澤丹宮様御登坂中勤功書上」や「文化十一年より年々事實調」や「大阪借財書」(何れも仙臺常盤雄五郎氏所藏)などに詳細記るされて居るのであるが、自分は三書共未見である。然し土屋喬雄氏が「山片蟠桃集」解題中に「仙臺藩と升屋との關係」と題して詳しく述べられてあるからこれを參看されたらわかる。それで此事については、此土屋氏の記述に

讓つて、茲には只此丈をいつて置く。

翁が仙臺藩に對して其手腕を振つた理財上の事蹟は、前に記した海保青陵の「稽古談」や「升小談」に據ると、次の様な方法を行なつたのである。

翁は第一に刺し米といふ事をした。此刺し米といふのは米を吟味する際、俵へ刺をさし入れて俵の中の米を見ることである。此刺を俵へさせば其刺の中に米が這入るから、其刺を抜いて手に受けて見るといふのである。それで翁の願出は、米一俵に付一合宛の刺米といふ事であつた。一俵の米を藩の三ヶ所の役所で刺して見るから、一俵につき一合のへりがあると見て、此一俵一合宛の刺米を願つたのである。元來仙臺領は多額の産米の地であるから、此一俵に一合ばかりは僅少の額であるとのことで、翁の出願は許

可になつたのである。所が此事は實際多額のもので、仙臺領の産米から一俵一合の刺米をとれば、金高として一年六千兩の大金になる譯である。此金額から役所三ヶ所の費用を支拂つて、其残高が升屋の収入となるのであつた。これで升屋は實に莫大な利潤を得たのである。

第二に升屋は米札をつくつた。此米札は今日の兌換紙幣の如きものである。翁は此米札を出願して夥しくこれを作り、仙臺藩の出金を此米札で渡すのである。即ち賣米した現金を此米札で渡すのであるから、現金は大層澤山餘る道理である。此現金を残らず大阪へ廻送運用するのである。然るに米札は仙臺では利子を生むが他國では生まない、之に反して現金は天下何れの土地でも利子を生むのであるから、米札を仙臺で利子を生まれ、利子を生む現金を大阪で利子を生ませたのである。翁は此米札即、兌換紙幣

發行に依つて亦巨額の利益を獲得したのである。

仙臺藩の借入金は非常な巨額に上つた。從來は此借金の利子を大阪へ廻送し運用することが夥しかつたのであるが、爾後此大阪で運用する現金の利分をば、借入金利息とし、更に元金をも加へて漸次に借入金が消却されて仕舞ふ事となつたのである。誠にこれは妙計である。これはまた仙臺藩の富裕となつた基因であつたといはれる。一體大阪では江戸と違つて、貸金を元揃へて残らず取立てようとはしない、利子一割の金を貸して十年間其利子を取れば元金は濟む、其外屋敷からの付け届け、合力の扶持米は取つたゞけの徳米といふものである。それで十年以後には無利子にして元入れ少しでもそれだけの徳分である。翁は此大阪風の方法を仙臺で行なつた譯である。

以上の遣り方で、翁は仙臺藩に對して其手腕を振つたのであるが、これが果して富國の法であり、仙臺藩富裕の基であつたか否やは、疑問であるが、升屋は、これに依て莫大な利得を占めた事は確かである。仙臺藩と升屋との關係は斯様な次第で、翁在世中から生じて其歿後、尙四十年も續いて安政三年迄繼續したのである。此前後六十年間に於ける升屋の利得は實に巨額に上つたとおもはれる。翁は海保青陵のいつた如く、頗る妙計を行なつたのである。其理財の才幹は誠に感歎に堪へぬ所である。

翁の抱懷してゐた社會經濟觀は如何なるものであつたか、今それについて聊順次下に其要領を述べよう。

翁の經濟論の文献は、其主著「夢の代」中の第五制度篇の後半、第六經濟篇の兩卷、「一致共和對策辨」、「文化六年大松澤丹宮様え奉申上候書付」、

「大知辨」に見えるのであるが、最後の「大知辨」は未見であるが瀧本、本庄兩博士の言に依ると「夢の代」經濟篇第二十二節と大體同文との事である。今自分は此等の文献に見えた所や、近年諸學者の手に成つた前掲の論文や、著書に述べられたものに依つて記すのである。

翁の社會經濟論で先づ注意すべきものは、所謂農本論である。翁は實學者であるが、また幼時より大阪商家に育つた商人でもある。而も大阪は天下の臺所といはれた最大商業都市である。また大阪商人はあらゆる意味に於て、商人の代表的なものである。加之大阪の富商は、大抵諸大名や武士への金融を主要業務としてゐる資本家である。蟠桃翁は亦斯る町人である。然るに翁は其所屬する商人階級の思想と、矛盾せる農本論を持つて居るのである。翁は「夢の代」の中に於て、

農ヲス、メ商ヲ退クベシ、市中豪富ノ者ハ諸侯ヘ館入シ、或ハ公役ヲツトメ、中分ノ者トテモ平生美食ヲ喰ヒ、美服ヲキテ安逸ニ身ヲ過ス、百姓ハ日々ニ土ヲホリ糞ニ觸レ僂服粗食ニシテ、草鞋ヲハキテ市中ニ來タレバ、自然ト下ニ見ラル、ニヨリテ、ツヒニハ市人ニハヒツクバフヤウニナルナリ、夫百姓ハ國ノ本也、生民ノ首タリ、百姓ナクバアルベカラズ、工商ハナクテモスムベシ、常ニ利ヲ付テ上席ニ置、工商ニハ損ヲツケテ下席ニ置ベシ、農ト商トノ爭論アラバ農ニハ二三分ノ勝ヲ付ベシ、工商ハ民ヲ奢ラサントス、必驕奢ノ物ハ禁ズベシ、町人ノ内ナリトモ正業ノ者ヲ上トシ、游民ハ下タルベシ、淫民ハ亦ソノ下タルベシ、農ハ一人ニテモ増コトヲハカルベシ、商人ハ一人ニテモ減ント欲スベシ、マタ百姓ニ工商ヲ禁ズベシ、コレ國ヲ富スノ要法。(制度篇一九節)

シカレバ都會市井ノ民ヲシヘタゲテ、農民ヲ引立テ耕作ヲス、ムル政事ヲスル、コレ第一ノ樞要トス(中略)イヨク厚歛ヲトリテツヒニハ百姓困弊シテ騒亂ノ基トナル、ユエニ國ヲ治ムルハ百姓ヲス、メ工商ヲ退ケ、市井ヲ衰微サスニアリ、市井盛ナレバ田舎衰フ、田舎サカンナレバ市井オトロフ、自然ノ符ナリ。(農家耕シテ公及家中ヲヤシナフ、ソノ公及家中且百姓トシテ、工商ヲヤシナフ、然レバソノ元ハ百姓ヨリシテ、國中上下ヲノコラズヤシナフニアラズヤ、コレヲ以テミレバ百姓ヲ大切ニセズンバアルベカラズ、ユエニ家中工商ヲツブシテモ、百姓ヲ立ズンベカナハザルナリ、ユエニ民ハ邦本ト云、必シモ本末ヲトリ失フベカラズ)(一節)(經濟篇)

と述べ、又「一致共和對策辨」中にも、

殊に國の人は用辨ひかたく江戸人は用辨宜敷、如斯一人にても町人を減じ百姓を増たきものなり、是國を富すの一法なり。(御人足方ノ裁之事)百姓は辛苦して年貢を斗り米を下直に被買上、商人町人は安樂にして年

貢もなく御役も勤さる時は、後に皆々百姓を止て商人に成可申候。片手打成事にあらずや。商人段々多く成百姓段々少く有ては誰と共にか國家を保せらるべき、何分百姓は常に御ゆるめ町人はひとく可被成方に候。

(新役金之奉)

といひ、更に「文化六年大松澤丹宮様江奉申上候書付」の巻頭にも、國の本は民に御座候て、其民を盛にして其國を富し候はねば、國中相立不申候。

と述べ、巻末には、惣て町方商人の義は年貢無之商賣にて、大利を得申候に御座候へば、大造の思召立有之御用金等被仰付候ても可然候。といつてゐるのも明かるのである。又「夢の代」中に於て、凶年に際し

其救済方法を論ぜる條下にも、

救助ハ百姓ヲ先トシテ諸士ヲ次トシ、工商ヲ其次トシ、出家遊民乞食ヲ
ソノ次トスベシ、豪富ノモノニハヨク／＼諭シ、財ヲ出シテ救ハシメ、
或ハ米穀ヲ他國ヨリ糶サセテ其洩タルヲ救ハシムベシ、隨ザルモノアラ
バ其家ヲ沒收シテ、財ヲチラシ民ヲ救フベシ、コレ一人ヲ殺シテ萬人ヲ
活ス法ニシテ、變中ノ權道ナリ、夫レ常ニ同ジク庶人ニアリナガラ、財
多キガユエニ貧民ニ腰ヲ屈メサセ趨陪セシム、カ、ル變世ニハ平生ノ蓄
積ヲ出スベキノミ、カクノゴトクシテヨク國中ヲスクヒタラバ、公ヨリ
モ擢ンデ、褒美アルベシ、然ラザルニオイテハ沒收シテ貧民ニチラスベ
シ、コレ虐政ト云ニアラズ。(經濟篇
五節)

と、翁は其農本主義を強調してゐるのである。町人で而も商人である蟠桃翁

が、斯くの如く農本主義を絶叫したのは誠に異とする所であるが、これは
決して町人一己の利害から出た事では無い様におもはれる。翁は自己の利
害にのみ捉はれる事なく、更に超越した廣大な見地に立つて、其經濟觀を
發表したと考へる。「近世叢語」に見える翁の「規箴」の言に依ても、翁は
町人でありながら、只目前の利のみを追求する徒輩とは其軌を異にした所
があると思惟する。此點は翁の人格の高潔の然らしめたものであるのは固
よりであらうが、また翁の儒學に養成された所も大にあらうと考へる。翁
が尋常一様の商人町人で無く、實に非凡な一偉人であつた事がこれでも想
ひ遣られるのである。

翁の經濟論で農本論に次いで注目すべきは米價論である。翁が當時諸藩
中産出米穀の多きを以て世に聞えた仙臺藩と密接の關係があつたのだか

ら、翁が米價問題に深い關心をもつてゐたことは當然である。此問題についてには已に前掲の本庄、土屋二氏の著述論文に詳論されてある。而して翁の米價論に關する意見は「夢の代」では其第六經濟篇第三節及、第二十二節を主とし、他の節に少し散見してゐる。又「大知辨」にも見えてゐるのである。此「大知辨」は自分には未見であるが、「夢の代」の經濟篇第二十二節と大體同義同文であると、瀧本、本庄兩博士もいはれてゐるから結局「夢の代」所載のものに止まるのである。今自分は下に其主要な所を抄出して翁の意見を示さうとおもふ。翁は曰く、

今日本ヲ以テミルニ、恐ナガラモ上ノ仁智ヨク兼備シ萬物ソノ所ヲ得テ天下ヨク治マリ、其血液四海ニ溢レ、東西南北深山孤島ト雖通ゼザルハナシ、コノ恩澤ニヨクシ腹フクル、マ、ニ、一ツ二ツト榮耀ノアマリ、

思ヒツ、ケ考フルニ、世代ノ奢侈ニナリタルハ昇平ノ弊ニテカクアルベキコトナリ、然ルニ此奢侈僭上甚シクナル時ハ、何クマデモ方量ナカルベシ、ユエニ萬物ノアタヒ高貴ニナリタルコト、百年來ニ凡三四倍ニ至ル、コレニヨリテ諸侯及ビ武家百姓ノ困窮イハン方ナシ、コレ米ヲウリテ萬物ヲ買フモノナリ、又商賈ハソノ米代金ヲ目當ニ衣服器物ヲウリ、僑工家作ミナコレヲ以テス、シカルニ近年諸物ノ價高クシテ米穀ノ價賤ケレバ、武家百姓ハ何ヲ以テカ用ヲ辨ゼン、米價高貴ナレバ民困シム、下賤ナレバ民歡ブト云ハ上古ノコトナリ、今世ハ諸物ミナ金銀ヲ以テウリカヒシ用ヲ違シ、奢侈僭上ノ時節ナレバ、米價賤クシテ用度タラザルナリ。(經濟篇
二二節)

豊ニ喜ビ凶ニ歎キ貴價ニカナシミ賤價ヲ好ム、天下ノ通情ナリ、シカル

ニ土地ニアル人ハ大豊ニテハ價賤シク、大凶ニテハ米穀ナシ、ユエニ中
豊ニシテ價貴キヲ好ム、藏米ノ士人ハ公ヨリ給フ處ハ、豊凶ニカ、ハラ
ザル故ニ、凶年ナレバ價貴クシテ其錢多シ、百姓ハ大豊ヲ好ム、願クバ
大豊ニシテ貴キコトヲ、公ハ貢米ノ數ハ大中豊トテモカハルコトナシ、
凶ナレバ減ズ、農ハ大豊ナリト雖、貢米ハ同ジクシテ作徳多シ、工商遊
民ハ唯價ノ賤シキヲ好ムノミ、然ルニ此市井ノ内ト雖其業ニヨリテ貴ヲ
喜プモアリ、遊民トイヘドモ又シカリ、一概ニ論ズベカラズ、シカルニ
當時列國ノ諸侯米穀ヲ賣テ國用ヲ辨ズ、賤キ時ハ用足ラズ、貴キ時ハ用
アマリ、陪臣及ビ百姓ニ至ルマデミナシカリ、ユエニ價貴クシテ利ヲ得
ルモノハ、天下六七ニ居リ、賤シクシテ喜ブモノハ三四ノミ、此三四ノ
内ニ工商ト遊民ト相半スベシ、サテマタ士農利ヲ得テコレヲ遣ヒ出サ、

レバ、工商遊民何ヲ用ヒテ業ヲトゲン、是モ亦其益ヲ得ルモノ其二ニ及
フベシ、然レバ實ニ米價貴クシテ苦シムモノハ、天下ノ二分トナル、此
内一分ハシノグベシ、實ニ苦ムモノハ一分ノミ、政ヲスル人此心得ナク
シテ徒ニ米價サヘ賤シクレバ、太平也トシテ纔ノ躍貴ニオドロキテ政ヲ
以テコレヲ引下ントスルトキハ、大キナル害ヲ生ズベシ、アニ微少ノ貴
賤ニヨリテ萬民コレヲ苦シマンヤ、近世昇平ノ弊驕奢ニシテ生業ヲトゲ
得ズ、萬物ノ價貴クナリテ、却テ米穀ノミ賤シ、ユエニ人々米穀ノアリ
ガタキコトヲ思ハズ、米價大貴ニシテ初テソノ功ヲシル、凡人情大タイ
米價賤クレバツネニ澤山ニオモヒテ山中海濱ノ人マデモ米ヲ食テカヘリ
ミズ、價タカケレバ初メテ驚キ、俄ニ雜物ヲ交ヘ食スト雖、美食ニナレ
タル口ノコトユエ食ラヒ得ズシテイヨク、飢餓ニ及ブコトナリ、然ルニ

政ヲスル人徒ラニ米ヲ下ゲレバ、萬民ミナ喜ト心得、來秋マデ食ツマク
ヤ否ヤヲ辨ズ、唯價ヲ引下ントスルハ婦人ノ仁姑息ノ愛ナリ、政ノ大體
ヲシルニアラズ、米價高貴ニヨリテ苦ムモノハ、工商遊民多クシテ百姓
ハ却テ貴ヲヨロコブナリ、年凶ニシテ有米少ナク、カヘツテ其價賤シケ
レバ、民其凶ヲシラズシテウカ／＼ト食シテ、春夏ニ至リテ金銀ヲ山ノ
如クニ積トイヘドモ、米穀無クシテ天ヲ仰イデ悲シムト雖、ソノ甲斐ナ
カルベシ、加ルニ其秋モ亦凶ナラバイカハスベキヤ、ツヒニ生民ノ根ヲ
斷ツベシ、コ、ニ於テ其備ナクンバアルベカラズ、庶人ノ愚ナル今日ノ
食アレバ、明日ノコトヲ辨ヘズ、米價賤シケレバマス／＼食ツクス、價
貴ケレハ食ヲ減ジ、他物ヲ交ヘ食シテ米穀ヲ食ノバズ、(中略)天下太平ニ
シテ米價ノ賤ヲ以テ善治ヲ稱スルコトハ、古今ノ通法ナリ、シカレドモ

今ノ世天下奢侈ニシテ、諸物ノ價貴ケレバ米ノミ賤シクシテハ、武家ト
百姓ハイカハスベキ、唯喜ブモノハ工商ノミ、大都廟堂ニ在シテ市井商
賈ノ喜ヲ見テ、士農ノコト察セザルハ抑末ノミ、然レバ則コ、ニ至リテ
イカハスベキ、只常ニ糶ヲカコヒ、米價ノアマリ安カラザルヤウニシ
テ、民食ヲ飽ニシ二年三年ノ食有ラシムル時ハ、コノ憂ヘナカルベシ、
コレヲ防グハ宰相ノ任ノミ。(經濟篇 三節)

と、右の引用文に依て示されてゐる様に、翁は米價引下げや、調節策には
大反對を表示して其愚を叫んでゐるのである。翁は原則として高米價を主
張し、其必要な理由を説いてゐるが、其主張の基礎は、諸物價が高くなつ
て米だけが安ければ、武家と百姓とが困窮して、唯喜ぶものは商工者ばか
りであるといふ所にあるのである。翁は凶年に救恤を行ふは已むを得ざる

所であるが、一步を進めて、平素之に對する備荒貯蓄の必要を述べ、若し常備米無き場合には寧ろ權道的調節を履行すべしとし、豊太閣が饑饉の際に却つて米を買入れ、明曆大火後松平信綱が米を買上げ米價を一層高からしめた爲め、其利を見て隣國よりの廻米甚だ多くなり、米穀需給適合の目的を達した事を述べ、凶年米價高直の際と雖價格引下の必しも緊要事にあらざるを説いてゐる。翁は尙進んで米價調節と救貧政策とを區別して、

國ニ餓死アルハ價ヲ下ル故ナリ、價タカケレバ、諸國ヨリ運送シテ餓死ノ憂ナシ、今ノ政ハミナ其國ノ食ノ有無ヲワキマヘズシテ、唯價ノミ下ントス、ユエニ隣國ヨリ運送ノ道ヲフセギ、餓死ニ及スナリ、コレミナ有司ノ罪ナリ、民ヲスクハント思ハバ、價ヲ上テマツベシ。コレヲ民ノ父母ト云。(經濟篇第
三節割註)

當世ノ政民食ヲ蓄ルノ法ナクシテ、凶年ニアヘバ俄ニ驚キ米價ノ騰騰ヲ押へ、糶スルモノヲ鬻シテ價ヲ引下ントノミヲ勤ムル、コレ何ノコトゾヤ、利ヲ争フハ商賈ノ恒ナリ、凶ヲ見ヤケテ糶スルハソノ業ニ精シキ也、ナンゾコレヲ惡ムベキヤ。(經濟篇
三節)

國中ニ大賈アリテ米ヲ多ク買持タルハ國ノ幸ヒ也、必シモ是ヲ罪スベカラズ、商賈ハ只利ニハシルノミ、コレ常ナリ、米ヲ買込タルモノアレバ國ニ食アリ、買人ナケレバ諸國へ買トラルベシ、凶年ニハ米ヲ買込タル人アル故價モ引上ルト雖、萬一ノトキニナリテハ食ヲ得ベシ、コノ時ニ臨テ價ヲ引下ルコトノミニ心ヲ用ヒテ、買持ヲ鬻シ玉ハバ、ワヅカノ米ナリト雖買人ナクシテ諸國へ積トラレ、諸國ヨリハ聞及ビテ積來ラズシテツヒニハ食盡テ餓死スルニ至ルベシ、此所ニ踏チガヒアリテ買持ヲ咎

メ津留ヲ命ズル時ハ大キナル害ヲ引出スベシ。(經濟篇 四節)

ユエニ仁者ハ價ノ高キヲ憂ヘズシテ米ノ足ラザルヲ憂フ也、價高クシテ苦シムモノハ上ニ云通り二十ノ一ニナレバ、點檢シテ是ヲ救ビ、米ヲ賤クウリ與フベシ、ソノ外ハ憂ナカルベシ、(割註)然ルニコレ又大都小都大湊小湊アリ又一國アリ、一島アリ、サマソノ時宜ニヨルベシ。(經濟篇 三三節)

といつてゐるのである。翁の此米價調節策の是非の論は姑く措いて爲政家には一顧の値があると思ふのである。翁は更に大阪の米相場や切手賣買の効果にも論及してゐる。翁が交通經濟の意義を認めて徒に人爲を以て米價引下調節を行ふよりも、寧之を自然に放任せば、商人の營利的行動に依て其土地の米穀供給を増加し米價は自然に下落するに至ると説いたものである。

翁の米價論の概要は以上の如しである。翁が斯く米價政策に痛烈な批判を加へたが、町人としての翁が利害相反する所説を叫んで重農輕商論を唱へた事は異とするものである。

自分は翁の米價政策に關する所説の長文を引用して縷述したが、翁は唯一に米價問題にのみ批判論述したのでは無い、翁は米穀以外の諸種の物資についても亦其所信と批判とを述べてゐるのである。それは「夢の代」第六經濟篇の第九、十一、十二の三節に於て其所見を知ることが出来るのである。翁は當時菜種や油の自由販賣の制禁、薪木や銅の公定價格設定に對して反對を唱へてゐるのであるが、今繁を厭ひて詳しくは記述し無い、只これ丈をいつておくのである。前述の米價論は固より此等諸物品に關する翁の批判論述は奇矯に過ぎ、多岐に亘つてゐる所があると自分にはおもは

れるのである。果して當を得たものであるか否やは門外漢の自分にはわからぬ、之は斯道の専門家の判定を俟つて解決されるものであると考へるのである。

翁の經濟論の第三は其財政論である。これ亦翁の經濟觀の重要部分である。翁は仙臺藩との關係で、財政についても大に關心を持してゐたのである。翁は財政の原則を論じて曰く、

履軒先生曰、十萬石ノ國ニハ農三萬家アルベシ、ソノ人數ハ十萬人アルベシ、國君ヨリ大夫士ソノ餘工商ニ至ルマデ、浮食スル人二萬人アルベシ、十萬人ノ民五萬ハ耕スベシ、五萬ハ織ルベシ、十萬人ノ稅ヲ以テ二萬人ヲヤシナフ、衣食トモシキコトナカルベシ、コレヲ用ヒテ少ケレバ増シ、多ケレバ減ズ、コレヲヨキホドニスルヲ政事トシ、經濟ト云、故ニ

生ズルモノ多キヤウニシ、食フモノヲ減ジ、爲ルモノヲ増シ、用ユルモノヲ少クス、コレヲ最一トスレバ、國用辨ジ萬民安シ、シカルニ人ト器トハ年々ニ增益スルモノナレバ、時々省察斟酌シテ變革減節ノ政アルヲ要トス、コレヲシラズシテ一定ノ法ヲ以テセントスレバ、竟ニ破ル、ニ至ル、ツ、ジムベシ。(經濟篇一節)

如來先生細井其三郎名徳民ハ紀氏ニテ尾張ノ人ナリ、徵シテ博士トナル、野芹ノ書ヲ著シテ公ニ奉ラル、ソノ略ニ曰、國ノ財用ハ土地ト民力トノ二ツヲ根本トシテ生ズルヨリ外出ルモノナシ、大小民力ノ多少ニ隨ヒテ、財用ノ生ズル高モ限リアルコトユエニ、財用ヲ用ユル法ハ入ヲ量リ、出ルヲ制スルヨリ外ハナキナリ、入トハ年中ニ收マル處ノ物成ヲ云、出ルトハソレヲ遣ヒ出スコトヲ云、入來ル高ニ合セテ遣ヒ出ス高ヲサダムルナリ、

シカルニ家國ノ費用イツモ定マリタル通りハナキモノナリ、不時ニ出ルコト多キモノナレバ、財用不足ト云時ハ、節儉ノ政ヲツトメテ各別ニ費用ヲ減ズルノ外ナシ。(經濟篇 一九節)

と、其師中井履軒、先輩細井德民二氏の説を引いて、歳出入の均當、財用の按配を緊要とすべきを述べ、當時諸侯の何れも皆齊しく財政窮乏の状態を論じ、其原因を究明して、

今ノ諸侯米價何程貴シト雖、國用タラズ、故ニ三年五年ノ貢物税ヲ一年ニ得ルトモ補フベカラズ、元此不足ハ國ニ紀律ナクシテ、奢侈ヲ手柄トスルニアリ、萬石ノ侯ハ十萬石ノマネヲシ、十萬石ノ侯ハ百萬石ノマネヲスル故ニ、皆不足也、元ヨリ八九分ハ家中ニ渡シテ、藏入米少キヲヤ、然レバイカ程ノ封ヲ増シタリトモ、足ルコトハナカルベシ、(註) 唯儉約

ヲ用ユベキノミ、王制國用ノ通ヲ以テ四ノ一ヲアマシ、凶荒臨時ニ備フル時ハイカヤウノ變事アリトモ恐ルベカラズ、今ノ如ク治城ノ造作、寺社ヲハジメ江戸數箇所ノ邸第ノ修理、ソノ外諸雜費參勤交代冠婚喪祭ノ用ニ至ルマデ、一樣ノ風俗ニテ華美ニウツリ、諸物ノ價貴クシテイカントモスベカラズ、故ニ政ヲスルハコ、ニアルベシ。(經濟篇 二節)

唯諸侯治世ノ憂ハ奢侈ニアリ、タトヒ奢ラズトモ天下ノコト自然ニ華美ニナリ、諸品ノ價ヒ古ヘニ十倍シテ國用ニクルシムトモ、地ヨリ生ズルモノハ古ヘニカハルコトナシ、許多ノ新田少ノ米價ノ差ヲ以テ補フベキニモアラズ、シカレバイカン、只マスノ、恭儉ニアルノミ、此外ニ術アルベカラズ、カヘストモ此外ニモトムベカラズ。(制度篇 三節)

と論じて奢侈を慎み、恭儉を勧めてゐる。それで翁は諸侯の財政窮乏の主

因は、其奢侈と米以外一般諸物價の騰貴に在りとせるのである。勿論此觀察は一面の眞理はある。然し當時諸侯の窮乏は、他面に資本家からの借財上の經濟的壓迫も與つて力があつたのは明瞭な事實である。それにも拘らず、翁は此點については「夢の代」全篇を通じて何等毫も論述してゐない様である。翁の此態度は自分には、實に不思議におもはれてならないのである。翁は輸出奨励、輸入制限策を力説し、尙此外に新田開發の奨励、農兵制度の提唱、藩稅增收策、新産業の保護奨励、藩債償還法の改善等に關する積極的意見を「夢の代」以外の「一致共和對策辨」や、「大松澤丹宮様江奉申上候書付」に記述してゐる。殊に「一致共和對策辨」の大阪御取用仕様之事の條下に、

大阪は金銀の集る事三都の冠にして、是に争ふ土地なし、(中略)大阪にて

も被銀主立置て可然なり、故に古借御渡方は纔なる事なれ共、不相替御渡被成度候、銀主御繋き置萬代不易の御備に被成度候。

と豪語して大阪商人の財力を極説し、仙臺藩財政上銀主の必要を進言してゐる所は、資本家として翁の面目躍如たるものがあるとおもふ。翁はまた同藩領内の交換經濟については「夢の代」の中にも論述せる所があるが、「大松澤丹宮様江奉申上候書付」中に於て、更に明確に次の如く述べてゐる。御國産にて御國中日用相續仕候へば、たとへ高直にて費申候様にても國中の人民は兄弟從弟の如きものにて、民の父兄より御覽被成候へば同じ御子にて御座候、然る時は兄高く賣て弟高く買申心持にて、他國へ抜け申事に無御座候、品物の代金と見申候へば、高直にて無利なる事を仕候様に候へとも、兄より弟へ合力仕候と見候得ば、善事にて可賞事に

御座候、民百姓互に救合候へば自然と融通宜しく候、國中安穩と申ものに候、左候へば國中にて作り出候製造仕候もの成丈御國用に用ひ、相殘分を他國へ賣出し、右代金自然と御國へ入金と相成申候。

と、當時の經濟界が封建的支配の下にあつて封鎖の性質を有つてゐた時代であるから、其時の藩内情勢として眞理を認むべきであらうとおもふ。

以上縷述した所で翁の經濟觀の概要を示したのであるが、翁の經濟觀は天文地理論や歴史論に見える如き合理的理智主義でなくして、翁が儒學で養成された思想が根底となつて、それに當時一般に世に行はれてゐた重農輕商主義が加はつて成立つてゐるとおもふのである、之が翁の經濟觀の特色であると考へる。

政治論

翁の政治論は「夢の代」第五制度篇の前半が其主要なもので、其他第七經論篇や、第八雜書篇などにも少しは散見してゐるが、其政治論たるや殆んど、全く儒學思想に依て一貫してゐるといつてよいのである。此儒學思想は徳川時代を通じて重要な地位を占めてゐた。其思想の本質は、忠孝、仁義、禮智、信である。翁は「夢の代」全篇を通じて、和漢の有らゆる典籍を引用して論述批判をしてゐるが、政治論に關しての場合も亦然りである。翁の政治論の基礎は、王道、仁政の外に出でないのである。又本質的

に封建制度の確立維持論である。翁は封建制度を政治の最高形態として、此以外の何ものをも考へてゐなかつた様である。それで翁は此封建制度の存在を前提として、常に論述批判をするのである。即翁の政治論の中心は、政治の最高形態としての封建制度であつたのである。翁は和漢の例を引き論じて曰く、

封建ハ天下自然ノ大道ニシテ、王者ノ好ム所也、郡縣ハ後世作爲ノ私法ニシテ、覇者ノ好ム處ナリ、故ニ封建ニ弊少ナク、郡縣ニ弊多シ、(中)イ
ツレニシテモ封建ヲ愈ルトスベシ、郡縣ヲ劣ルトスベシ、ア、封建ノ外
ハアルベカラズ。(二節 制度篇)

といつてゐるのである。翁が活躍せる時代は、徳川氏全盛の世で、其封建制度の爛熟せる將軍家齊の代であり、翁が斯る語を發したのは怪しむに足

らぬが、翁が此封建社會の必然的崩壊を豫測せず、其氣運のやがて襲來するのを知覺し得なかつたのは誠に惜しむべき極である。聰明英敏な翁が、他の諸論に於ては、鋭利な觀察見解を以て縦横無盡に批判論斷を加へ、且豊富な獨創を隨所に發揮してゐるにも拘らず、獨、此政治論に於て封建制度の至上を唱道してゐるのは、翁が當時の儒學思想に全身浸染され、陳腐な世論に捉はれた事に基因すると認めるより外はない。此點について自分は、翁の爲めに痛く歎息するものである。

斯る見地見解から出發したのであるから、翁の政治論は、全く儒學思想より外に出た所が無い様におもはれる。それで自分は只簡單にこれだけ記して此條を竟える事にする。

翁は懷徳堂で漢學を修めた人である。竹山、履軒兄弟に師事して、儒學思想を養つて、同門中でも大に重んぜられたのであるから、従つて其造詣も深かつたことは争はれ無い。それで翁の經學論には傾聴に値するものが多いのである。翁の經學については「夢の代」の第七經論篇と、第八雜書篇とに主に記るされ、又他の諸篇中にも所々に見えて居る。翁は「夢の代」凡例にも、

經書ヲ議論シ古人ヲ褒貶スルコトハ、尙サラニ管見井蛙ノ小ナレバユルサルベキカ、異論ヲ排スルハ賢聖ノ遺教ニシテ苟モ書ヲ讀モノ、辭セザ

ル處。(略下)

古ヨリ唯一通リノ道ヲ論ズルトキハ、其語ユルヤカニシテ順正ナリ。不義ヲ排シ不道ヲ戒ムルハ、其論キビシクシテ圭角アリ、孟子ト雖圭角ナキコトアタハズ、如何トナレバ、此時揚・墨道ニフサガル、コレヲ開カントスレバ、其病ニアタル攻撃ノ劑ヲ施サズンバアルベカラズ、是ヲ以テスラ尙治セザルナリ、何ゾ溫順ノ語ヲ以テ其不義ニアタラン、孟子スデニシカリ、況ヤ後世紛擾タルヲヤ、ユエニ其論ニイタリテ圭角多キヲ免レズ、必シモ太宰風ナリト非トスルコトナカレ。

經書ノ論ハ十三經ヲ主トス、末ニ文字ノコトニ及ブモノハ、爾雅ニ附録スルモノナリ。

と、いつてゐるので其態度が知れるのである。尙翁は進んで自己の發明せ

る所見ある旨を標榜してゐるのである。即、

經書ノ論ハ下愚ノ及ブベキニアラズ、殊サラ先哲ノ議論精粹ニシテ、此上ノ說ハアルベカラザルコト也、然レドモ亦オヒ／＼ニ、發明スル事ナキニシモアラズ、先賢ノ說ヲ楷梯トシテ、ダン／＼ニ未發ノ論モ出來ルコトナレバ、思々ノ新說僻說ナリトモ云出シテ討論スルトキハ、是モ亦止ムニマサルモノナランカ、ステニ孔聖スラ日食ヲ前知シ玉ハズ、皆是オヒ／＼ニ發明試測スル所ニシテ未ダ開ケザルライカン、余ガ輩商賈ノ家ニ生レテ狹識鈍才ト雖モ、幸ニシテ中井竹山履軒兩先生ノ門ニ遊ビ、平生ノ議論ヲ聞コトアルニ預ルコトヲ得タリ、ユエニ其新發ノコトヲ三四爰ニシルシテ子弟ニ與フ、ソノ中ニハ大賢タル朱先生ノ註ヲ議シ、其餘ノ諸賢ノ說ヲ論ズルモノハ、實ニ蚊蠅ノ鳳鶴ヲ誹ルガ如シト雖モ、其

僻見陋說ナクトモ云テ口ヲ叩キ、睡眠ヲサマシテ止ムニアルモノナリ。

(經論篇
一節)

と、翁の此態度方針を以て、先賢の所論を批判論述してゐるのである。

翁は古來の經書の所説は固より、後人の註疏に至るまで、凡ての方面に亘つて、自己の所思を披瀝して賛否を忌憚なく發表してゐる。其論斷の痛切銳利な點には、後進の者をして感歎措く能はざらしめる所が多いのである。流石は當時中井門下の諸葛孔明と稱せられ、其識量を賞揚されたのは尤である。翁は上記「夢の代」の凡例中にも、自ら揚言せる如く、異論を排するは賢聖の遺教であるから、苟も書を読む者の辭せざる處であつて、聖人の教は直道を本とすべきであるとし、又古來一般普通に道を論ずる際には、其議論は緩漫順正であるが、不義を排し、不道を戒める時には其議

論は峻嚴で圭角が加はる。孟子ですら揚墨道に塞がつてゐたので、之を開かんとして激烈な語を敢てしたといつてゐるのである。翁は此態度を持して經學の論評をしたのである。従つて、其論斷批判の痛烈を極めたのは無理もない次第である。今下に二三の例を引用して、其一班を示す事にする。先づ春秋について、

春秋ヲ傳スル人ハ左氏ナリ、ユエニ題名明ラカニ春秋左氏傳ト云

左傳ニ闕丘晏其子

闕丘明アリ 左丘氏ニアラザルナリ、然ルニ論語ニ出タル左丘明ハ朱註ニ古ヘ

ノ聞人ナリト云テ姓名ヲ分タズ(註)又春秋ヲ傳スルモノト云ハズ疑ヲカ

ダモノナラン。(下) (經論篇) (七節) (略)

といひ、更に論を進めて 左丘明と、春秋を傳する者とは人を異にする事をいつてゐる。又詩三百について、

前儒云、詩ハ古昔ソノ數多シ、孔子コレヲ削リテ三百トスト云、モシ孔子コレヲ刪リ玉ハマ、ナンゾ鄭衛ノ淫詩ヲ刪ラザルヤ、コノ詩後世ノ戒禁ノ爲ニ殘シ玉フト、回護ノ論ヲナスハ僻說ナリ、然レバスベテ刪ニ及バザルナリ、コノ二風ノ内ニモ衛ハ半ハ見ルベキナリ、鄭ニハ少シコノ詩ヲ存スルヲミレバ、諸經ハ古ヘノマ、ニテ、孔子ノ聖手ヲ入サセ玉ヒタルニハアラザル也、論語中ニ「誦詩三百」「詩三百一言以蔽之」ノルイヲ以テ見レバ、詩三百ト云數ハ古語ニシテ、孔子シバノコレヲノ玉フモノナラン、孔子自ラ刪リテ、我刪リタルノコリノ詩三百トハノ玉フマジキナリ、是ヲ以ミレバ孔子ノ刪リ玉ハザルコト明カナリ。(經論篇) (十一節)

と、斷じて孔子の刪定説を否定してゐる。「論語」「孟子」についても、論語ハ賢ノ字重シ、孟子ハ聖ノ字輕シ、論語ハ伊・尹・伯夷・柳下惠ヲ

賢トシ、孟子ニ聖トス、故ニ孔子ヲ集大成ト云ナリ。(經論篇 二〇節)
と、判定してゐる。秦伯の至徳についても、

秦伯ノ至徳ハ其身長子ニシテ其徳アリ、周ノ正統ヲツクベキ人ナリ、然ルニ國ヲユヅリ蠻國ヘ逃レテ民ノ得テ稱セザル程ニ、アトヲクラマシタル處ニアリ。(經論篇 二四節)

と述べ、尙詳論して其至徳を賞してゐるが、これは亦翁の別著「梁蛻翁泰伯章講義」にも梁田蛻巖の考證に三宅春樓の説を添へ、更に翁の自説をも添加して詳述してゐる所である。翁は「孟子」と「論語」とについて其比較論をいつてゐる。即、

孟子ノ書ハ剗切痛快人々ノ病ニアタラザルコトナシ、論語ハ聖語ヲ一言ニ言ツ、書トメタルモノ故、語ミジカク意ユルシ、孟子ハ問答ヲ其マ、

ニシルシ、又文ニツマリテ書キタルモノ故、語長ク意嚴ナリ、其上孔孟ホドノ徳ノ差ヒモアルベシ、然ルニソノ差別ナクシテ孟ニアレバ非トシ、論ニアレバ是トスルコトモ亦無ニシモアラズ、總テ經書ヲヨムニソノ問ト其人トヲ辨ジテ、後ソノ答辭ヲ味フベシ。(經論篇 三三節)

と、論じて詳述をつゞけ孔子は無論であるが、當時の通説と反して孟子を大に賞揚してゐるのが見える。

以上は「經論篇」中の數節を抄出したに過ぎないが、此等に依つて全貌を推察出来るとおもふ。尙「雜書篇」に於ても同様に、亦翁の痛切鋭利な觀察見解が現れてゐるのである。同篇の最後に、

近世大部ノ書ダンクニ出テ學者ノ迷亂ヲナス、シカルニ大部ノ書ヲミツクスベカラズ、唯事實句章ヲ穿鑿スルニ備フルノミ、大部ハ殊ニ杜撰